

## 6月13日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名
- |      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1番議員 | 滝 沢 幸 映 君 | 9番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 "  | 中 嶋 登 君   | 10 " | 山 城 峻 一 君 |
| 3 "  | 塚 田 舞 君   | 11 " | 祢 津 明 子 君 |
| 5 "  | 水 出 康 成 君 | 12 " | 大日向 進 也 君 |
| 6 "  | 宮 入 健 誠 君 | 13 " | 朝 倉 国 勝 君 |
| 7 "  | 中 村 忠 靖 君 | 14 " | 大 森 茂 彦 君 |
| 8 "  | 星 哲 夫 君   |      |           |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| 町 長             | 山 村 弘 君     |
| 副 町 長           | 白 井 洋 一 君   |
| 教 育 長           | 塚 田 常 昭 君   |
| 総 務 課 長         | 伊 達 博 巳 君   |
| 企 画 政 策 課 長     | 竹 内 祐 一 君   |
| 会 計 管 理 者       | 竹 内 優 子 君   |
| 住 民 環 境 課 長     | 山 下 昌 律 君   |
| 福 祉 健 康 課 長     | 鳴 海 聡 子 君   |
| 商 工 農 林 課 長     | 北 村 一 朗 君   |
| 建 設 課 長         | 堀 内 弘 達 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 長 崎 麻 子 君   |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 細 田 美 香 君   |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| D X 推 進 室 長     | 瀬 下 幸 二 君   |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮 下 佑 耶 君   |
| 総 務 係 長         | 宮 嶋 和 博 君   |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮 原 卓 君     |
| 財 政 係 長         | 川 島 徳 夫 君   |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 橋 本 直 紀 君   |
| 企 画 調 整 係 長     |             |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |             |
| 子 ども 支 援 室 長    |             |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 大 橋 勉 君   |
| 議 会 書 記     | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| (1) 工業用地についてほか    | 中 嶋 登 議員   |
| (2) 町のDX推進についてほか  | 大日向 進 也 議員 |
| (3) 農業振興についてほか    | 朝 倉 国 勝 議員 |
| (4) 交通体系の整備についてほか | 水 出 康 成 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（滝沢君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（滝沢君）** 質問者は、お手元に配付したとおり9名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に、2番 中嶋 登議員の質問を許します。

**2番（中嶋君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。久々のトップバッターであります。アメリカで大活躍している大谷選手に負けられないように大ホームランを打っていく所存であります。

この間、突然、元町議の柳沢君が訪ねてきて、先輩、大人からのあいさつ運動が100回を迎えるので、ぜひ来てほしいと言われました。また、同僚議員であります水出議員は、坂城小学校、山城議員と星議員は村上小学校に行っているとのことでありました。私もばら祭りも終わったので、6月12日、朝7時40分、南条小学校へ行ってまいりました。

NHKの取材などが来ており、二十数名の大人の皆様が子どもたちに大きな声で「おはようございます」と声がけをしておりました。子どもたちも大きな声で「おはようございます」と返しておりました。

今思えば、平成29年の3月議会での冒頭の私の言葉を思い出しました。復習とは言いませ

んが、報告をいたしておきたいと思います。こんなことを当時書いておりました。

「せんだって、役場庁舎内の各課に挨拶標語が掲げられました。（中略）チャレンジSAKAKIにおいては、あいさつ運動の推進ということでもあり、県のホームページを見ると信州あいさつ運動の中で、トップページに阿部知事のメッセージが出ております。（中略）「長野県は『しあわせ信州』を掲げ、全ての県民の確かな暮らしの実現を目指しています。しあわせのイメージは様々ですが、誰しも自分の存在が認められ、居場所や出番が実感できることがしあわせの原点です。あいさつはお互いの存在を認め合う第一歩です。子供も大人も、お互いに良いあいさつを大切にしたいですね。」とのメッセージであり、知事みずから推奨されておるようでございます。

そして、信州あいさつ運動とは、大人が子供に挨拶をすることで子供を元気づけ、地域ぐるみで子供の育ちを応援する運動であるようです。また、この取り組みの考え方としては、（中略）大人が挨拶をしなくなり、子供への声かけ事件等の影響もあり、子供も挨拶をしなくなっている。（１）といたしまして、無理せずに、できる地域で、できる人で、できるやり方で運動を展開するということでもあります。（２）といたしましては、まずは家庭から、まずは大人から子供へ挨拶をする。初めは子供が挨拶を返してくれないかもしれませんが、挨拶をし続けることで、きっと子供も挨拶をしてくれるようになるでしょう。このようなことが我が長野県のホームページに書かれておりました。

坂城町のあいさつ運動は、皆様ご存じのように同僚議員である柳沢君が頑張っておられますが、私も有線放送よりスケジュールが流れるたびに気にはなっておりました。そこで私も柳沢君に実情を聞きたいと話をする、見に来てほしいと、そう言われたので、それじゃあということで実際、現場に行ってみりました。朝の7時40分から8時まで20分間でありました。3小学校ともに20人前後の方が校門前に集まっておられました。みんな知っている人たちで私もびっくりしました。もっとも代表の三井さんはもと町の公民館長でありました。そしてまた、民生委員の会長さんであるとか、社協の会長さん、ライオンズクラブの皆様方、それから婦人会、老人クラブの方、安協の方、青少年を育む町民会議の方であるとか、各種団体、町の多くの団体の皆様、（中略）企業は（株）都筑製作所、（株）栗林製作所、（株）竹内製作所、KYB-Y S（株）、北信ヤクルト販売（株）など、これまた多くの皆様がお参集をしておるとのことでありました。

（中略）私もたすきをお借りいたしまして、参加をさせていただきました。6年生から1年生まで、五、六人のグループで登校してきまして、「おはようございます」と言うと、大人よりも大きな声で「おはようございます」が返ってくるとともに、何と6年生から1年生全員の小学生が応えてくれました。私は思わず「行ってらっしゃい」もつけ加えました。

そして、また後日、坂城中学校におきましては、平成17年度、生徒会が決めた新アタリマ

エ憲章第1項の明るい挨拶を伝統として実践しておりましたので、校門前に生徒会の生徒と一緒に大勢でにぎやかに「おはようございます」と言うとともに、若い子供や生徒たちからの「おはようございます」で、20分間という短い時間ではありましたが、こちらのほうが元気をもらってまいりました。すがすがしい朝の報告をさせていただきました。」

これが先ほども申し上げましたが、7年前の一般質問の私の冒頭の挨拶でありました。これからも大人からのあいさつ運動200回目を目指して頑張ってもらいたいとは思っております。

前置きが長くなりましたが、一般質問に入ります。

#### 1. 工業用地について

##### イ. 特区申請の考えは

工業用地取得の一般質問は、中沢町政の頃から十数回にわたってこの場所で私は行っております。坂城町は、言うまでもなく工業の町でもあります。会社が大きくなったらすぐに工業用地が取得できるよう、私は少なくとも町は2ヘクタールぐらいいつも持っているべきであると申し上げておりました。町もその私の質問に対して、ずっと実践を町長にさせていただいておりました。

しかしながら、このたび法改正があり、町が工業用地を取得しておくことができなくなったようであります。こんなときこそ、工業用地の確保のために特区申請をすべきと思うが、町のお考えをお尋ねいたします。

##### ロ. 今後の町の考えは

今後、企業より工業用地取得の相談があった場合、町はどのように関わっていくのかをお尋ねをいたしまして、1回目の質問といたします。

**商工農林課長（北村君）** 工業用地のご質問について、イの特区申請の考えはから順次お答えいたします。

坂城町は、機械・金属加工、プラスチック、電子、医療機器関係などと多岐にわたる業種が集積し、高い技術力に裏づけられた高品質な製品を製造する「ものづくりのまち」として発展を遂げ、そのような背景の中、町では企業の新規の事業展開、事業拡大に伴う工業用地に関するニーズを捉えながら、工業団地の整備を進め、生産拡大の支援を行ってきたところでございます。

町の工業団地につきましては、平成2年に、しなの鉄道テクノさかき駅に隣接するテクノさかき工業団地に21区画、17年に坂城インターチェンジに隣接する坂城インター工業団地に4区画、22年には国道18号田町の信号東側に前田工業団地1区画、令和4年にテクノさかき工業団地に新たに2区画を整備してまいりました。

町内企業の業務拡大や新たな企業誘致を行う上で、工場用地の確保は大変重要である一方、

今後の工業団地の整備につきましては、町内でまとまった面積が取れる土地の多くが、現在農地として利用されていることから、農業振興に関する施策や法令等との関係により、これまでの整備手法で対応することは難しい状況となっております。

工業用地の確保のための農用地区域からの除外について県に確認いたしましたところ、優良農地を確保し、持続可能な農業の発展へとつなげていく農業振興地域の整備に関する法律の趣旨から、具体的な企業の用地利用計画がない段階で、将来的な工場用地の需要を見越しての除外はできないとの回答があり、こうしたことから、工業用地を事前に整備しておくことは難しいものと考えております。

次に、町が工業用地を確保する手段として、特区申請の考えはあるかのご質問にお答えいたします。

いくつかある特区制度の中で、法的な規制を緩和して事業の実施を行うことのできる制度として、構造改革特区制度があります。

この制度は、構造改革特別区域法に基づき、特別区域を設定し、規制の特例措置を適用することで、経済社会の構造改革を推進するとともに、地域の活性化を図ることを目的に平成14年に創設されました。

平成27年には、この制度により坂城町を含む8市町村で広域のワイン特区「千曲川ワインバレー（東地区）特区」の認定を受け、酒税法の最低製造数量が6千リットルから2千リットルに緩和されたことにより、特区内の小規模ワイナリーの誕生が加速したところであります。

この構造改革特区制度を活用するためには、特定事業一覧の中にある、活用したい特例措置について、特区計画を作成し、国の認定を受ける必要がありますが、工業用の用地確保のために、農振法をはじめとする各種法令の適用を除外するというような内容の特定事業はなく、現状では構造改革特区制度を活用した事前の工業用地の確保は難しいと考えております。

次に、ロの今後の町の考えはとして、企業から工業用地取得の相談があった場合の町の関わり方についてお答えいたします。

企業が新規に事業を興す、あるいは事業規模を拡大することは、町にとりましても、新たな雇用の創出、地域経済の活性化、町内企業との取引機会の増加、また移住・定住の促進につながるなど多くの好影響をもたらすものと考えておりますので、工業用地の取得の相談があった際は、ニーズに応えられるよう必要な協力をしてまいりたいと考えております。

具体的な方法といたしましては、民間と行政が連携し、それぞれの役割を持って事業を進めるという方法があり、県内の自治体においても、千曲市の雨宮産業団地造成事業、八幡東産業団地造成事業、長野市の大豆島地区産業用地立地開発事業などで自治体と民間事業者が連携しての開発が実施あるいは計画されております。

町では、昨年7月に、工業用地開発のコンサルタント事業者と「テクノさかき産業用地開発

事業における官民連携に関する協定」を締結し、開発に向けた連携を行っています。

この開発計画は、町内企業からの新たな工業用地取得のニーズに基づくもので、町とコンサルタント事業者と協議を重ね、開発エリアの決定、工業用地整備の工程スケジュールの調整などを行ってまいりました。今後も引き続き、農業振興地域農用地区域からの除外、農地転用許可等の各種手続の進め方についての助言など、開発計画が円滑に進むよう支援していく予定としております。

民間活力を活用する開発では、町による開発と比較して、事業着手から操業するまでの期間の短縮が図られるなどのメリットがあり、今後、企業から新たな工業用地の確保の相談があった際には、民間活用の方法も含め、企業のニーズに応えられる方法で対応してまいりたいと考えております。

**2番（中嶋君）** ただいま、課長に懇切丁寧なるご答弁をいただきました。私も先ほど申し上げましたようにトップバッターということで、まさか北村課長に、課長となってですね、私にご答弁なんていうようなことで、彼は考えておったかどうかわかりませんが、私は逆に立派な課長になっていただくためにエールを送るつもりで、課長に質問をというふうになったことありますので、その辺のところは、よろしくひとつお願いをしておきたいと思っております。

今、北村課長にはですね、先ほど私も申しましたが、もう町で工業用地の確保はできないんだということをご丁寧に説明をいただいたわけです。ですから、これはまたね、町長にお願いをしておきたい。いろいろ課長からご答弁がりましたが、ここで私も先ほども言いましたように、工業用地が売れば、もうそのたんび早くやれ、早くやれと町長にお願いしたり、その前は中沢町長にも何をやっているんだと。早くすぐ工業用地を造っていかなきゃ駄目じゃないかと。

一番のルーツはですね、私に言わせれば、当時、日置電機、あのでっかい会社がですね、上田へ行っちゃった。こんなことがあってからですね、私は余計この場でですね、坂城町からせっかく大きくなった会社、そういう会社をよそへ持っていかれては駄目だよと。そのためにはどうするんだと言ったら、うちも仕事がたくさん増えてきて、もう1ライン、2ライン欲しいんだと。そのときに工場の社長連中に私が話を聞いてみますと、すぐ欲しいんですよね。それが3年も4年も5年もたってからじゃあ、もうぼけちまって、仕事ができなくなったらどうなるんだなんていうようなお話もありまして、ここで何度もそういうことで町へお願いをしたり、土地開発公社絡みを使ってですね、町で一生懸命努力をしていただいて、最終的には町長がおっしゃられた。私が2ヘクタールかと言ったら、私は4ヘクタールやります、団地を造るよと。もうあれも見事に町長、売れました。おかげさまで。それで私は心配したんです。もうないですよ。町で持っているのが。それで、こんな一般質問になったわけでありまして。

この質問は、もう私は今回限りでこの場所ではできないと思っております。でありますから、

今、課長が言われた特区はちょっと難しいぞと。ワインのときのお話まで出ましたが、そういう部分もありましたので、それではどういう状況かということ、民民の中でやっていくしかないのかなど。今、課長のご答弁を承る中で、町もお手伝いしているんだよと。官民連携が各地域で始まっております。そんなようなお話もお伺いできましたのでね、取りあえず私は安心しております。

ただし、ここでもって町が工業用地確保ということは、もう私、我々同僚議員も当然だと思えますが、この一般質問はもうなくなると。それでいいんです。だからこそ、今の官民連携をよろしくひとつ町にお願いをしてですね、工業の町坂城町がますます発展していくような方向づけが一番の基本であります。よろしくお願いをいたしまして、次の質問に移っていきたくと思います。

それでは、第2質問に入ります。

## 2. 鉄の展示館について

### イ. 名称変更について

鉄の展示館がオープンしてから二十数年経過をいたしました。中沢町政の時代にも、私は何度か質問しておるわけでありますが、刀の展示がメインである。坂城町の名誉町民で人間国宝の故宮入行平刀匠を顕彰する場でもあります。人間国宝宮入行平記念館、こんなような名前に私はするべきかと思いますが、町のお考えをお尋ねするものであります。

### ロ. 工業製品の展示について

工業の町坂城町であり、工業製品の展示はとっても大切であるということは言うまでもありません。大勢の工業関係者が集まるテクノセンターに展示することは、私は一番適切であると思うものであります。その辺のところをですね、町のお考えをお尋ねするものであります。

以上であります。

**町長（山村君）** ただいま、中嶋議員さんから2番目の質問としまして、鉄の展示館について、イで名称変更、ロで工業製品の展示ということでご質問をいただきました。せっかくの機会がありますので、鉄の展示館の今までの経過も含めまして、順次お答えしたいと思っております。

さて、鉄の展示館につきましては、今お話がありました重要無形文化財保持者、いわゆる人間国宝の故宮入行平刀匠の功績を顕彰し、その作品をはじめとする日本刀の展示・解説を行うとともに、ものづくりの町を支える地元企業の高い技術力の結晶でもある製造品、加工品の展示を行い、この地に脈々と受け継がれるものづくりの精神を内外に発信する施設として平成14年9月に開館いたしました。

故宮入行平刀匠の功績につきましては、周知のとおりでありますけれども、この場で改めて申し上げたいと思います。

故宮入行平刀匠は、大正2年（1913年）に坂城町の鍛冶屋の家に生を受けられ、幼少の

頃から毎日、鎚（つち）の響きや鞆（ふいご）の音を聞きながら育ち、小学校を卒業した頃から父親について鍛冶の仕事をするようになり、次第に刀作りにひかれることとなります。

昭和12年（1937年）に24歳で上京し、故栗原彦三郎氏が主宰する日本刀鍛錬伝習所に入門、25歳のときには第3回新作日本刀展覧会に初入選を果たし、27歳で新作日本刀展覧会において総裁賞を受賞するなど頭角を現してきました。

しかしながら、戦争が激しさを増し、東京での刀作りが難しくなったため、32歳の年に故郷の坂城町に戻るようになります。

町に戻られてからもさらに技術を磨き続け、第59回伊勢神宮式年遷宮における奉納刀の制作、日本美術刀剣保存協会主催の第1回の展覧会で、後の人間国宝となられる故高橋貞次刀匠とともに特賞を受賞するなど数々の功績を上げられ、昭和37年、49歳のときに坂城町名誉町民第1号となり、翌昭和38年には重要無形文化財、いわゆる人間国宝に指定され、名実ともに日本最高峰の刀匠となりました。

こうした故宮入行平刀匠の功績を顕彰し、後世まで伝えることは大変重要なことと考えております。

中嶋議員さんから、鉄の展示館の名称を「人間国宝宮入行平記念館」にしたかどうかというご提案をいただきましたが、開館以来20年以上の間、「鉄の展示館」の名称で町内外の皆さんに親しまれてきた経過もございます。

また、鉄の展示館では、常設展示に加え、時期に合わせ、故宮入行平刀匠の生誕100周年に合わせて開催しました「宮入行平展」のほか、「お守り刀展覧会」、「大相撲と日本刀展」、エヴァンゲリオンなどアニメ作品やゲームとのコラボ企画、NHK大河ドラマに関連した企画など、多種多様な企画展を開催し、町内外から大勢の方にご来館いただいております。

また、この6月8日には、町と公益財団法人日本刀文化振興協会の主催により、第14回新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会の授賞式が行われ、全国各地から大勢の関係者の皆様にお越しいただきましたが、出席された日本刀に携わる関係の皆様とお話しさせていただく中でも、この「鉄の展示館」という名前が広く知れ渡っていると改めて感じたところであります。

なお、鉄の展示館では、「日本刀の匠たち」と題し、9月16日までの間、「第14回新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会」を開催しており、今回受賞された刀身、刀剣研磨、刀装の傑作を、9月16日までの間、ご覧いただくことができますので、ぜひご来館いただきたいと思います。

また、この6月議会に関連費用を予算計上させていただいておりますが、9月21日からは「坂城に華ひらく能装束」として、世界的な能装束の研究者である、山口能装束研究所の山口憲先生が収集した江戸期の能装束、能関係資料を前期、後期の入替え制で展示し、能装束に込められた技術と伝統、能の精神を伝え、日本の伝統文化を発信する企画展を開催する予定で

あります。

このように鉄の展示館では、故宮入行平刀匠の作品や日本刀の展示を軸に据えつつ、時期を捉えた企画展を開催してきており、町内外から来館された多くの皆様に、来館の思い出とともに「鉄の展示館」という施設名を覚えていただいております。

町としましては、これまで育んできました「鉄の展示館」という名称を大切に、今後も、この名がさらに広まるよう展示・企画を行ってまいりたいと思っております。

ちょっと余談ではありますが、先ほど申しあげました第14回の新作日本刀展、これは14回ですけれども、実にこのうち10回を鉄の展示館で開催しております。全国的なメジャーな新作刀展の展覧会であります。今年の今回の受賞者の中に月山一郎さんという方がいらっしゃいます。この方が文部科学大臣賞並びに経済産業大臣賞、二つの賞を取られました。

この月山一郎さんというのは、月山貞勝、これは奈良の方なんですけれども、かつて人間国宝を生み出した月山家の人なんですけれども、要するに宮入家と同じように、地方にある、この方は奈良なんですけれども、人間国宝を創出した家系の若い方が鉄の展示館の展示会にコンペティション、参加していただいて、文部科学大臣賞、経済産業大臣賞を取られたということで、私は大変うれしく思っております。

つまり、全国に開かれた形で「鉄の展示館」というのをお認めいただいているなというふうに思っております。ですから、先ほど申しあげましたけれども、宮入行平さんは、長野県で1人の人間国宝でございますので、その名前を冠するという考えもあるかもしれませんが、個人名ではなくて、やっぱり開けた形で鉄の展示館を大切にしたいと思っております。

それから、これはまた余談でありますけれども、もしかしたらあんまり遠くないうちにですね、次なる人間国宝が出るかもしれませんので、ですから個人名を冠さないで「鉄の展示館」としたほうがいいかなと私は思っております。

さて、続きまして、工業製品の展示についてお答えいたします。現在、鉄の展示館では、1階に日本刀の常設展示室と宮入行平記念室、2階には常設展示室と産業展示室を備えており、産業展示室においては、坂城町の工業の発展の変遷をつづるパネル資料の展示や、町内15事業所の製造品の展示を行い、ものづくりの町の歴史とその中で培われた、それぞれの企業の技術力の高さをPRしております。

町内企業が技術を磨き続け、知恵を絞り、いくつもの試行錯誤を重ね、より優れたものを生み出すという点においては、日本刀の作製と通じる点があり、町の工業発展を素材として支えた鉄をキーワードに、坂城町が誇るべきものとして、日本刀にまつわる展示と工業製品の展示を併せて行っているわけであります。

また、同時に展示することで、日本刀を目的に来館された方にも、町のものづくりや坂城町の製造業のすばらしさについて知ってもらう機会となっていると考えております。

工業製品のテクノセンターでの展示について、ご提案をいただきましたが、工業製品の展示のためには、ある程度まとまったスペースが必要となってきます。現在のテクノセンターの状況といたしましては、平成28年度に改修を行った際に、ロビーについても、机や椅子を配置し、Wi-Fiやコピー機などを備えたスペースを設けるなどの改修を行い、企業の商談、打ち合わせの場や学生の勉強の場などに広く利用されております。

また、空いている部屋もないという状況であり、展示のための十分なスペースを確保するのは難しいと考えております。

しかしながら、ものづくりの町の技術を広くPRするためには、各社の製品を実際に見ていただくことは、企業のみならず町にとっても非常に重要なことだと考えておりますので、今後ですね、工業製品の展示場所や展示方法について、さらに研究してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

**2番（中嶋君）** ただいま町長からご答弁をいただきました。故宮入刀匠の懐かしい話を久々に聞きました。立派な方が坂城町から生まれたもんだなど。これは坂城町どころではなく、町長も今おっしゃっていましたように、県としてもですね、宮入刀匠は立派な方だったと、そういう誇れる人物であったと私は思うものであります。

今、全国でも二十数年、鉄の展示館という名前で発信をしていたので、鉄の展示館という名前がこれまた有名になったんだというようなお話も承ったわけですが、ただ、私としてはね、せっかく今のお話のように、私はよく言うんですが、刀の世界ではいろんな刀匠たちがいました。人間国宝も何人かおりました。でも、宮入刀匠が築かれた宮入刀匠の今の弟子たちの分を考えると、何と一番でっかいピラミッドなんです。あとは人間国宝になっていますが、皆さん小さなピラミッドであります。あのでっかいまさにピラミッドを築き上げたのは、私は宮入刀匠だと思っております。

でありますから、いろいろ考えもありませんが、私としては、鉄の展示館ではちょっと不服であります。やはりこれは顕彰するためには、先ほど申し上げましたように、宮入刀匠の名前を使って、坂城町は世界に誇れる発信をしていかなければ、私はいけないと思っております。これは。ですから、また、場合によっては、この場所でまた議論した中でですね、これは公的に町長、私も決めなければいけません。話合いを続ける中、町民にお尋ねをする中、そういうところですね、きちんとしたみんなが喜ぶような名前に変えていったほうが私はいと思います。

ただ、町長も今言われましたように、ちょっとうれしいお話を聞きました。実は、いろんな人間国宝が毎年生まれております。いろんなことをなされている人たちのところに人間国宝という名前の称号を国は与えておるわけですが、私に言わせればですね、どうも刀剣界はおかしいなど。ざっくりですが、二十数年、二十五、六年だったと思いますが、何と刀剣界か

ら人間国宝が出ておらないんですよ。どういうことでありますかね。ほかの、坂城町も能では大分お世話になっているからいいんですが、ああいう世界であるとか落語の世界とかね、そういうところがいろいろ人間国宝が出ているんですよ。二十六、七年、何でだろうかなど。ふぎけるなど私は思っておったんですが、今、町長からもしかしたら出るぞというようなお言葉をいただきましたのでね、早くですね、宮入刀匠に続く刀剣の人間国宝が、どこの県でも構いませんが、出ていただければありがたいのかなんていうふうに今思いました。

それからですね、今、町長にもう一つ、工業製品の展示ですね。これはやっぱりテクノセンターも、これからはZEB化によるリフォームなどが始まるわけでありましたが、私もちょっと考えて、あそこへ坂城町中の工業用品といいますか、工業で作られたものを展示するには、ちょっと無理があるのかなと思っておりましたが、町長もちょっとその辺はということで。

ただ、その中で私は今、今後検討していくようなお言葉を承りましたので、取りあえずよかったです。私に言わせれば、第2テクノセンターぐらいなものは、小さめのやつでいいんですよ。それぐらいのものは、坂城町のこれからの工業のますますの発展を考えたら、絶対に私はやるべきだと思っております。

私は町長に二つご答弁をいただきましたが、工業の関係のほうは、いいご答弁をいただけたと思いましたが、宮入刀匠の部分のところは、私も今後また町長と議論をしていきたいと思うものであります。

まとめではありませんが、ちょっと時間も少し余ってはいますが、素晴らしいご答弁を課長と町長にいただきましたので、この辺にしておきたいと思えます。

さて、コロナがですね、5類となったが、コロナ以降、皆さんも思っていると思いますけれども、世の中が大きく変わってきました。いろいろな行事や集まり事などが中止や取りやめとなり、やめることが正義でありました。これがですね、町長もおっしゃったように、去年あたりから、ぼちぼち5類となったいろいろな行事を始めていこうじゃないかという中で、去年、坂城どんどん、あそこらあたりから町長に本気になっていただいていたことは、まさに町長に対して私は敬意を表するものであります。

ただ、しかしながら、あのときはちょっと雨が降ってしまって残念でありましたが、その後いろいろな行事が復活しております。中之条の話をしみますとですね、私も今、中之条の副区長なんかを仰せつかっていますので、盆踊り大会なんてやつをにぎやかに去年やりました。今年も大いにやろうと私はちょっとたくらんでおりますが、でっかい花火をドッカンドッカン上げようじゃないかなんていうようなことまでちょっと考えておるわけでありまして。

そんな時世、そんな中で話題には上っておりましたが、消防団のポンプ操法大会が今年中止となったようであります。伝統ある坂城町消防団であります。私も若い頃、中之条の当時第2自動車分団の分団長をしており、町の大会、そして県大会で10年連続優勝したことは、今

でも消防団の語りぐさになっております。今でも号令を覚えています。ちょっとご披露いたします。大きな声を出します。

坂城町消防団ポンプ操法を行います。火点は前方の赤旗、水利はポンプ車右後方自然水利、手びろめによる二重巻きホース一線延長、乗車、操作始め。いまだに忘れられません。

ポンプ操法大会が新しい形で復活することをお祈りいたしまして、一句添えます。文字数が多くなりましたので短歌といたしました。我が町の 命と財産守るのは プライド高き消防団。我が町の 命と財産守るのは プライド高き消防団。これにて私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前 9時38分～再開 午前 9時48分)

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、12番 大日向進也議員の質問を許します。

**12番（大日向君）** ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

昨今、様々な場面でデジタル化が進んでおり、日常生活においても老若男女問わずスマートフォン等を利用し、情報取得だけではなく、交通機関利用や商品購入など、人を介さずに行えることが多くなってまいりました。そのような時代の変化に対し、これからの町の在り方を学ぶために、当議会総務産業常任委員会として、本年1月に会津若松市へ視察訪問をしてまいりました。

会津若松市では、国からの交付金を受けスマートシティ化が図られていました。その中でも、特に若年層の地元定着を図る構想や高齢者を取り残さないシステム構築を目的とし、産学官による連携を行い、ICTに特化した学びの場や学んだことを生かせる産業誘致に力を入れていました。今回の一般質問では、町に新設されたDX推進室がこれからどのような役割を担い、どのような業務が行われていくかをお聞きしてまいりたいと思います。

それでは、質問に入ります。

#### 1. 町のDX推進について

イ. マイナンバーカードを活用したサービスについて、4点お聞きをいたします。

1、平成28年に開始となったマイナンバーカードの現在までの普及率の推移は。

2、マイナンバーカードを用いて受けられるサービスの詳細は。

3、マイナンバーカードを用いて町内で利用できる医療機関はどのようになっているのでしょうか。

4、サービスの普及に関する対応は。これは広報等を含めお聞かせください。

ロといたしまして、今後のサービスの拡充について、4点についてお聞きします。

1、今年度町の実施計画では、書かない窓口、公共施設予約管理、観光資源・文化財デジタル化の三つの事業を行うとされていますが、その内容はどのようなものでしょうか。

2、また、この事業に対する交付金の内容と今年度充てられる金額は。

3、上記の三つの事業のほかに新たに取り入れる事業はあるのでしょうか。

4、デジタル化を進めるにあたり、様々な人が享受可能な方法についての考えはどのようになっていますか。

以上、質問いたします。

**企画政策課長（竹内君）** 1. 町のDX推進について、イとロのご質問に順次お答えをいたします。

2019年12月に中国武漢で確認されて以降、世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症により、人々の様々な行動が制限され、従来の生活様式が見直しを余儀なくされた一方で、ウェブ会議の活用やテレワークの導入など、ICTを活用した方策が多く取り入れられたところであり、新たな日常としてふだんの生活や社会経済活動におけるデジタル技術の浸透を促すきっかけとなったところでもあります。

しかし、同時に地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないなど、様々な課題も見えてきたことから、改めてデジタル化に迅速に対処し、制度や組織の在り方をデジタル化に合わせて変革していく、社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められているところであります。

また、人口減少や少子高齢化、東京圏への一極集中や産業の空洞化など、地方が直面する様々な課題に対して、それぞれの個性を生かしながら、デジタル技術の活用による地域の活性化や課題の解決を実現し、加速させていくことが重要であるところであります。

国におきましては、これからの目指すべきビジョンとして、「デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」として、「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル社会の実現」を示しているところであり、町におきまして、デジタル技術やデータを活用した住民の利便性向上と、業務の効率化により人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められています。

こうした中で、令和3年度からの10か年計画である町の第6次長期総合計画の中で、共通テーマとして掲げるデジタル変革への取組を今後さらに推し進めていくため、今年度から企画政策課内にDX推進室を新たに設けたところであり、改めて町政の各分野において、デジタル技術を活用した施策を進めてまいりたいと考えているところであります。

初めに、イのマイナンバーカードを活用したサービスについてとして、マイナンバーカードの普及率の推移のご質問であります。平成27年に全国民に対して個人番号を記載した通知カードが送付されて以降、翌28年1月からマイナンバーカードの交付が開始されたところで

あります。

交付の開始から今年度で9年目となりますが、各年度末の交付枚数と交付率を順次申し上げますと、平成28年度末が交付枚数900枚、交付率5.93%、29年度末が交付枚数1,093枚、交付率7.21%、30年度末が交付枚数1,253枚、交付率8.34%、令和元年度末が交付枚数1,530枚、交付率10.29%、令和2年度末が交付枚数3,351枚、交付率23.01%、3年度末が交付枚数5,510枚、交付率38.39%、4年度末が交付枚数9,340枚、交付率64.83%、5年度末が交付枚数1万957枚、交付率76.87%となっており、今年4月30日時点では、交付枚数1万1,048枚、交付率77.51%という状況であります。

推移を見ますと、令和2年度から交付件数が大幅に増えてきたところでありますが、それまで全国的にマイナンバーカードの普及が進まなかった中で、国は普及促進としてカード取得に向けた広報啓発のほか、キャッシュレス決済で使えるポイントを還元するキャンペーンを実施したことが交付件数増加の要因と考えているところであります。

町といたしましても、キャンペーンの際は、交付されたカードを受け取りに来庁された方が、そのままポイント取得も済ませられるよう、役場内に専用のブースを設けたほか、カードを取得された方にクオカードを配布するなど、マイナンバーカードの普及促進とデジタル化の推進に努めたところであります。

次に、マイナンバーカードを用いて受けられるサービスであります。マイナンバーカードは、顔写真付きの本人確認書類として、公私での身分証明書となるとともに、各個人の基本情報が格納されたICチップを活用して、民間事業者も含めた様々なオンラインでの申請手続きが行えるものであります。

マイナンバーカードを用いたオンラインによる申請手続きにつきましては、政府が運営するマイナポータルを通じて行われ、現在、特に国民の利便性向上に資する子育て・介護に関する各種手続きや罹災証明書の発行申請に関する手続きのほか、引っ越し手続きオンラインサービスも提供しており、引っ越しの際、来庁せずに転出の手続きが行えるところであります。

このマイナポータルでは、オンライン申請のほか、行政機関等が保有する各個人の情報の閲覧や取得、お知らせの通知などのサービスの提供もされているところであり、過去の薬剤情報や受診履歴、予防接種の履歴などについても関係機関と情報連携し、閲覧できる形としております。

また、当町におきましては、全国のコンビニエンスストアにおいて、マイナンバーカードを使って住民票の写しや戸籍証明書等を取得できるコンビニ交付サービスを令和5年1月から開始したところであり、昨年度は延べ1,984件の利用があったところであります。

このほか、現在、福祉医療費給付金制度において、これまでの紙の受給者証に代え、医療機

関窓口でのマイナンバーカード提示により、サービスを受けることができる仕組みを検討しており、医療機関との情報連携を行う関係システムの改修等、関連費用の助成が国で決定された段階で、先行的に実施してまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードを用いて、町内で利用できる医療機関についてであります。マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルなどからの利用申込みの手続きが必要となりますが、顔認証付きのカードリーダーが設置されている医療機関等でも、簡単に利用申込みの手続きができ、登録が完了いたしますと健康保険証として利用が可能となります。

このマイナンバーカードの健康保険証、いわゆるマイナ保険証は、住民の方がそれぞれ登録をすることで、従来の健康保険証と同じように医療機関で受診することができ、加えて受診者の医療情報を有効に活用して、安心してよりよい医療を提供していくための医療DXの基盤となるものであります。

このほかにも、マイナ保険証であれば就職や転職、引っ越しに係る手続きに際し、新しい健康保険証等の発行が不要となったり、マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるため、確定申告の医療費控除が簡単になるなどのメリットが挙げられております。

マイナ保険証の利用につきましては、受診者を受け入れる医療機関等において、カードリーダーを設置することが義務化されており、町内におきましては、全ての医科診療所及び歯科診療所で対応が可能となっているところであります。

続いて、サービスの普及に関する対応であります。これまでも新たなサービスの開始にあたりましては、「広報さかき」のほか、町ホームページ等において町民の皆さんに広くお知らせをしているところであります。また、コンビニ交付サービスに関しましては、広報等のほか、町内のコンビニ店内にサービスをご利用いただける案内を掲示するなど、啓発に努めているところでもあります。

今後も、提供するサービスのさらなる普及拡大に向けまして、各種媒体を通じて引き続きお知らせをしていくとともに、様々な機会を捉えて町民の皆さんに情報提供をしてまいりたいと考えております。

次に、ロ、今後のサービスの拡充についてのご質問であります。初めに国のデジタル田園都市国家構想交付金の内容と、今年度事業採択された三つの事業の内容と交付金額についてお答えをいたします。

国が目指すデジタル社会の実現に向けた施策としましては、デジタル田園都市国家構想の実現が掲げられており、デジタル技術の活用によって、地方の社会課題の解決を実現し、地域の活性化を加速・深化することを意義として、各地方公共団体の意欲的な取組を支援するため、令和4年度にデジタル田園都市国家構想交付金が設けられました。

この交付金につきましては、取り組む事業内容によって活用できるタイプが分けられており、当町が今年度事業採択されたデジタル実装タイプは、事業の立ち上げに要する経費を支援するものであります。

採択された三つの事業のうち、まず書かない窓口導入事業であります。この事業は、役場窓口での手続において、マイナンバーカードなどの本人確認書類を窓口を設置する機器に挿入していただくことで個人情報が申請書に自動で印字されるものであり、来庁者の負担を減らすことを目的としてシステムの導入を計画しているものであります。

また、同時に顔認証が行われ、第三者のなりすましを防止できることから、職員の負担軽減にもつながるものと考えるところであります。

事業費といたしましては、約540万円を予定しており、国の交付金として2分の1の270万円が交付決定されたところであります。

次に、二つ目の公共施設予約システム導入事業につきましては、町の施設を利用するにあたり、現在は、利用を希望される方が直接窓口を訪れていただくか、電話により予約をいただいているところでありますが、システムの導入により、希望する日時の空き状況の確認も含めて、ウェブ上で予約していただくことが可能になるものであります。

事業費といたしましては、約207万円を予定しており、国の交付金として103万5千円が交付決定されたところであります。

次に、観光・文化デジタル化事業であります。この事業は、町内の観光施設と文化財のマップを一体的にデジタル化し、観光スポットや遺跡、山城など、町内に訪れる方の目的に応じて検索をしていただくと、該当する案内が表示されるものであります。GPS機能も搭載し、マップ上で自身の位置情報が表示されるため、町を周遊していただく際に便利に使っていただけるものと考えております。

また、一部文化財等を3D画像で表示するほか、施設の詳細情報をホームページとリンクさせるなど、視覚的にもわかりやすく、お使いいただける形を工夫してまいりたいと考えております。

事業費といたしましては、約395万円を予定しており、国の交付金として197万4千円が交付決定されたところであります。

以上3事業につきましては、今後入札等により、各システムの構築業者を選定し、関係団体や所管部署と運用方法などを協議する中で、できるだけ早く皆さんにお使いいただけるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、その他新たに取り入れられる事業はあるかのご質問であります。現在、県と、当町も含めた県内34市町村の共同により、入札参加資格審査システムの導入に向けた準備を進めており、このシステムを通じて、事業者が入札への参加や契約を希望する場合に、必要とな

る登録手続がオンラインにより可能になるとともに、事業者から提出された申請書類のデータは、県側で内容等が審査され、不備がないものは申請先である市町村に送付され、登録が行われるものであります。

このシステムの導入により、ペーパーレス化が図られるとともに、事業者と自治体双方における事務負担の軽減が期待されるところであり、当町におけるシステムを使った申請の受付は11月からの開始を予定しております。

次に、デジタル化を進めるにあたり、様々な人が享受可能な方法についての考えについてお答えいたします。

デジタル社会の実現に向けた施策が進められていく中では、同時に、情報通信技術へのアクセスや利用能力の差によって生じる社会的、経済的な格差、いわゆるデジタルデバイドの解消に向けた対策も必要であると考えており、誰もがデジタル化による恩恵を公平に享受できる社会づくりが求められるところであります。

町といたしましても、デジタルデバイドを早い段階で解消するために、教育現場でのICT教育を強化していくことが、まず重要であると考えている中、令和2年度には、GIGAスクール構想に基づき、町内小中学校の全ての児童生徒が学習の際に活用できるようにするためのシステムと、1人1台端末をいち早く整備し、翌年度から運用を開始したところであります。

また、住民の方がマイナンバーカードの申請で役場窓口にお越しいただいた際には、職員がサポートを行っているところであり、また、イベント等の際に出張相談会を開催するなど、端末の操作が不慣れな方も安心して手続が行えるよう取り組んでまいりました。

申請の際には、それぞれの手続のみにとどまらず、関連したスマートフォンの使い方や、それぞれのアプリの操作などについても、職員がわかる範囲で相談に応じるなど、デジタルに対しての疎外感を感じることがないように心がけているところであります。

また、昨年度におきましては、国のデジタル活用支援推進事業を活用し、応募のあった地元ICT企業1社が高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンの使い方やオンライン手続の利用方法等に対して助言や相談などを行うスマホ教室を、町内各地区の4施設を会場に10日間で合計20こまの講座を開催いたしました。今年度におきましても、2社の応募があったところであり、さらに充実したサポートができるものと考えているところであります。

以上、町のDXの推進についてお答えいたしました。今後におきましても、行政におけるデジタル化を進め、町民の利便性の向上を図っていくとともに、デジタルへの対応が難しい方や、直接的な支援が必要な方への対応を充実させ、町といたしましても「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化」を目指してまいりたいと考えております。

**12番（大日向君）** ただいま担当課長よりお答えいただきました。令和6年度実施が決まって

いる三つの事業について、どのように進めていくのか、よくわかりました。

その中でなんですが、何点かさらにちょっとお聞きしたいことがあるので、質問させていただきます。

三つの事業について、今年度は既に3か月が経過しておるものですが、開始の時期についてはいつを予定しているのでしょうか。また、その三つの事業について、来年度以降もそれをさらに深化させていく予定なのか。また、今年度の事業以外に新たな事業を考えていく予定はあるのでしょうか。

それと、デジタル都市国家構想交付金なんですけど、これの申請から交付金までの流れについて、今回、坂城町は、先ほどの説明でいくと交付金が約570万円ほどとなっているんですが、これは、国から決まった割合で自動的に交付されてくるのか、それとも町から申請を行って交付を受けるのか、その点をちょっと再質問したいと思います。

**企画政策課長（竹内君）** 再質問にお答えをいたします。

まず、事業採択された三つの事業の運用開始時期についてのご質問でありますけれども、3事業ともに今年度中にシステムを実装し、運用を開始する予定であります。現在、関係システムの構築業者を選定しているところでありますが、書かない窓口の導入につきましては、本年11月の運用開始を目指し、また、公共施設予約システム導入につきましては、本年10月の運用開始を目指して、それぞれ準備を進めているところであります。また、観光デジタル化事業につきましては、来年1月からの運用開始を予定しているところであります。

次に、今後の予定に関するご質問についてでありますけれども、今年度取り組む3事業については、利用状況などを見る中で、より利便性を向上させていくための検討を行っていきたいと考えておまして、さらなる機能の充実も図っていければと考えております。

また、先ほども申し上げたように、町の長期総合計画の共通テーマとして、デジタル変革への取組を掲げておまして、町の将来像「輝く未来を奏でるまち」に向けて、全ての分野の各施策において、DXを推進させていきたいと考えております。

今後、各所管部署や関係団体などとともに、これまでの業務内容を見直す中で、住民サービスの向上や業務改善につながるものに関しては、デジタルの導入に向けて検討していきたいと考えております。

次に、デジタル田園都市国家構想交付金に関するご質問についてでありますけれども、この交付金は、意欲ある地域のデジタル化を利用した自主的な取組に対して、国が応援するものでありまして、国から割り振られて交付されるものではございません。県や市町村、一部事務組合などが各地域の課題や魅力向上につなげるため、実施を計画したデジタル化事業に係る経費に対して助成が行われるものであります。

事務の流れといたしましては、事業の実施を予定する前年には、国により交付金対象事業の

募集が行われ、交付を希望する市町村等は実施計画を提出いたします。申請された事業内容については、国による評価が行われ、実施を予定する年度当初に交付決定がされるといった流れとなっております。

**12番（大日向君）** ただいま担当課長より再質問のお答えをいただきました。今まで、煩雑な手順や繰り返しの作業が発生していたもろもろの手續に対し、ワンストップ窓口が実現することと思います。しかし、どうしても説明を受けながらでなければ申請が困難な方も多くいらっしゃると思います。そのような方の声を常に拾っていただき、取りこぼしのないシステム構築を行っていただきたいと思います。1回作成しただけで完成でなく、常に進化が可能な環境づくりをお願いして、次の質問に入りたいと思います。

## 2. 信濃村上氏フォーラムについて

今回、行われるフォーラムの村上義清氏とは、戦国時代に信濃の埴科郡葛尾城主を務めた人物であります。村上氏は、上杉謙信とともに甲斐の武田信玄と戦っていたことでも知られています。居城であった葛尾城は、全国でも珍しい山城となっており、今でも当時の景色を城跡から望むことができます。

また、坂城小学校の校歌の中に、「今も城趾の松風は 名将村上義清の偉名を千代となりひびく」とございます。戦国の世を強く生き抜いた武将をたたえる一節ではないかと感じております。そのようなことから、町の古い歴史を広く知っていただき、後世まで受け継いでほしいという思いから、今回一般質問を行ってまいりたいと思います。

### イ. 開催の内容について

町内にある村上義清に関する史跡、名所はどのようなものがあるのでしょうか。

今回、どのような経緯でこのフォーラムを開催されることとなったのでしょうか。

また、過去に行われたフォーラムの内容と今回の企画の内容については、参画者等の詳細も併せてお答えください。

開催の予定は、いつになるのでしょうか。また、場所、フォーラムの参加対象については、どのようなになるのでしょうか。

町内・町外へのPR方法は。

最後に、フォーラム開催後、このフォーラムの後なんですが、どのように取りまとめていくか。また、次の開催の予定は考えているのでしょうか。

以上、質問いたします。

**町長（山村君）** ただいま大日向議員さんから、2番目の質問としまして、信濃村上氏フォーラムについてのご質問をいただきました。（イ）としまして、六つご質問いただきましたけれども、私からは、フォーラム開催の経緯についてお答えしまして、その他詳細につきましては、担当課長から答弁いたします。

まず初めに、信濃村上氏は、平安時代後期に、京都から信濃に流されてきた源盛清が、現在の村上地区上平の島地籍に居を構え、その子孫が地名の村上を名のったことが始まりとされており、

その後、村上氏は信濃の国を代表する武将として、周辺の豪族をまとめる地位につき、戦国時代には、村上義清が坂城地区を本拠地として勢力を拡大し、信濃に侵攻した武田信玄との戦いにおいて、二度勝利するなど、勇猛果敢で戦上手な武将として、その名を世に知らしめる活躍をいたしました。

また、後に信玄との戦いに敗れた義清が、上杉謙信を頼ったことが、有名な川中島合戦のきっかけとなったということも広く知られているところであります。

さて、ご質問の信濃村上氏フォーラム開催の経緯についてであります。町では、平成5年に、町民の皆様に郷土の勇将村上義清の居城であった葛尾城のすばらしさや理解を深めていただくことを目的に、当時、信州大学の助教授であり、村上氏に造詣が深い笹本正治先生に監修を依頼し、葛尾城を取り巻く歴史や実際の葛尾城の遺構などをわかりやすく解説した「葛尾城を歩く」を発刊いたしました。

その後、町民の皆様などから、村上義清についてより深く知りたいとの声が高まり、町教育委員会が主催する夏の夏期大学講座において、信濃村上氏を学ぶ講座を3年連続で開催したところであります。

1回目の平成11年は、「ふるさとの英雄 村上義清」、2回目となった翌12年には「葛尾城落城後のさかき」、3回目の13年には「戦国時代以前の村上氏」と題した講座を開催し、広く信濃村上氏を紹介したところであります。

この3回の講座を通して、信濃村上氏への関心が高まり、さらに、郷土について学び合う機会として、平成17年に、ふるさと坂城のすばらしさを改めて見つめ直す「坂城ルネッサンス」をテーマとする、町の合併50周年記念事業の一つとして、1回目の「信濃村上氏フォーラム」が開催されたところであります。

その後も、村上氏関連の講座開催の希望は多く、平成19年には、武田信玄を中心とする武田家の戦いの歴史や、家宝、戦術、甲州武士の風習などを記した書物である「『甲陽軍艦』に見る村上義清」と題した講演会や、平成22年には村上水軍や村上氏などの研究者を招いて「信濃村上氏シンポジウム」が開催されたところであります。

さらに、1回目のフォーラム開催から10年の節目を迎え、平成27年には「ふるさとの村上氏をめぐる」と題し、信濃村上氏など当町に関する歴史を学び、歴史・文化が次世代へ継承されることを念頭に、2回目となる「信濃村上氏フォーラム」を開催したところであります。

このフォーラムでは、慶應義塾福澤研究センターの西澤直子先生から福澤諭吉の記念之碑に「福澤氏の祖先は信州福沢の人なり」と記されていることから、当町の村上氏一族の可能性が

あるとのご講演があり、歴史のロマンを感じたところでもあります。

このときの平成27年の2回目の開催の全体を取りまとめていただいた笹本先生と、その当時相談しまして、前回から10年たって2回目だと。次の10年後にまた3回目をやりましようという約束をしていただいたところでもあります。

そして、今年が平成27年の開催から9年が経過したところでもありますけれども、昨年、村上義清が没後450年の節目を迎えたことから、先ほど申し上げましたように、村上氏の歴史上での活躍について改めて検証し、坂城の魅力として、より多くの方に知っていただくとともに、広く町内外に伝承するため、「語り継ぐ村上義清」をテーマに、今回3回目となる「信濃村上氏フォーラム」の開催を計画したところでもあります。

このフォーラムの開催により、信濃村上氏の歩みを通して地域の歴史を学び、偉大な先人たちを輩出した町であることを、多くの皆様に伝承してまいりたいと考えております。

すみません、笹本先生、笹本正治さんでございます。失礼しました。以上であります。

**教育文化課長（長崎さん）** 信濃村上氏フォーラムの開催の内容についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、町内にある村上義清に関する史跡、名所についてのご質問ですが、まずは、戦国時代、村上義清の居城であった葛尾城が挙げられるほか、葛尾城の支城として築かれた狐落城、三水城、和合城などといった史跡や、満泉寺周辺の村上氏館跡などがあり、特に満泉寺につきましては、村上氏代々の菩提寺でございます。

また、田町にあります村上義清供養塔や、御所沢にあります村上義清の父、村上顕国の供養塔、葛尾城落城にまつわる秘話にあります筈の渡しなど、数多くの村上氏関連の名所がございます。

次に、過去の「信濃村上氏フォーラム」の内容といたしましては、平成17年11月に、ふるさと坂城のすばらしさを改めて見つめ直す「坂城ルネッサンス」をテーマとした町の合併50周年記念事業の一つとして、初めて「信濃村上氏フォーラム」を2日間にわたって開催いたしました。

1日目は、町内小中学校の児童生徒の、ふるさと学習の成果発表や、武田信玄との戦いに敗れた際に、義清の家来であった松本氏が葛尾城から落ち延び、次に居を構えたとされる福島県葛尾村の教育長さんなど、信濃村上氏にゆかりのある皆様とのパネルディスカッションや、当時、信州大学人文学部副学長の笹本正治先生にご講演をいただきました。

また、2日目は、「信濃村上氏のゆかりの地を訪ねて」と題した町内散策会を開催するなど、町内外から大勢の皆様にご参加をいただき、開催したところでございます。

さらに、平成27年11月には、「ふるさとの村上氏をめぐって」をテーマとして、信濃村

上氏など郷土の歴史を学び、歴史・文化を次世代へ受け継ぐことを目的に、2回目の「信濃村上氏フォーラム」を開催したところでございます。

2回目のフォーラムでは、村上氏について研究されている方々を講師にお迎えし、当時、長野市立博物館の専門員であった宮澤崇士さんからは「江戸時代の村上義清像」、また、伊那弥生ヶ丘高校の教諭であった花岡康隆さんからは「発祥から鎌倉期までの村上氏」、慶應義塾福澤研究センターの西澤直子さんからは「信州と福澤氏～今までの研究成果を踏まえて～」と題し、それぞれご講演をいただきました。

さらに、講師の方々と、村上水軍で有名な伊予村上氏の一族で、瀬戸内水軍として知られる来島村上氏の18代当主を交え、町内関係者と「ふるさとの村上氏をめぐって」と題したパネルディスカッションを行ったほか、福島県葛尾村の「元気な かつらおプロジェクト」の皆さんによる人形劇「葛尾大尺物語」を上演していただきました。

また、平成17年度、27年度にそれぞれ「信濃村上氏フォーラム」の内容を収めた記念誌を発行したところでございます。

次に、3回目となる今年の「信濃村上氏フォーラム」の主な内容につきましては、笹本正治先生をコーディネーターにお迎えして、「語り継ぐ村上義清」をテーマとした2部構成のフォーラムを計画しております。1部の講演会では、長野県立大学教授の二本松泰子さんと、長野県立歴史館専門主事の花岡康隆さんのご講演を予定しており、2部ではご講演をいただく先生方、笹本先生などにも加わっていただいてのパネルディスカッションを計画しております。

次に、開催の日時や場所、参加対象につきましては、10月26日に町文化祭に併せ、文化センターにおいて開催し、町内外問わずどなたでも参加できるようにしてまいりたいと考えております。

また、町内、町外へのPRの方法につきましては、4月に全戸配布をしました「まなびの玉手箱」に日時等を掲載しているところでございますが、今後はフォーラムの内容を含め、町ホームページ、防災行政無線での周知のほか、チラシ・ポスター等により、町民の皆様や信濃村上氏・歴史に興味のある方々など広く周知してまいりたいと考えております。

次に、このフォーラム開催後の取りまとめにつきましては、講演会の内容等を記念誌として書籍化を予定しており、小中学校の学習の場での活用とともに、信濃村上氏や歴史に興味のある方々の有益な資料とするほか、上田ケーブルビジョンの放映や、町公式ユーチューブで映像を公開してまいりたいと考えております。

また、次回のフォーラムの開催についてのご質問ですが、現時点においては、まず今回のフォーラムをしっかりと実施してまいりたいと考えており、その上で新しい史実の発見などあれば、検討をしてまいりたいと考えております。

**12番（大日向君）** ただいま町長、担当課長よりお答えをいただきました。この項目で町長か

ら答弁をいただいたのは、村上氏への町長の熱い思いが強く伝わってきたと思います。坂城町は、決して大きな町とは言えない町ではありますが、しかし、このような偉人が存在していた事実があるということは、非常に町の大きな資産となるのではないのでしょうか。人も観光資源の一つと捉え、このようなイベントを企画される際には、子どもたちの学習面での関わりや、地域の識者とのコミュニケーションの場を設ける等、垣根を超えたつながりを持って開催をしていただきたいと思います。町民だけではなく、町外のたくさんの人に興味を持ってもらい、また実際に足を運んでいただけるよい機会になるものにしていただきたいと思います。ぜひご検討ください。

今回、DXの推進についてと町で開催される信濃村上氏フォーラムについてお聞きをしてみました。特にDXの推進に関して申しますと、手をつけなければいけない問題が山積みだと思えます。今回、令和6年度の実施計画では対象となっておりますが、ぜひ教育や福祉の分野においても、DXの取組を提供する側と利用者、双方にとっての利便性と質の高いサービスの提供が可能になることを願っております。

一つの問題に対して原因が一つとは限りません。多種多様な問題が複雑に絡み合っていることが大半であります。解決に導くための道筋も、一本でないことがほとんどです。そのような問題に対し、一つの課だけが対応にあたり、苦勞することではなく、複数の異なる課が協力し合って解決にあたることにより、迅速で的確な対応が可能になるのではないのでしょうか。目の前の物事だけではなく、少し先を見て大きな物事を大きな枠で捉えていただくことを願って、一般質問を終わります。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時31分～再開 午前10時41分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、13番 朝倉国勝議員の質問を許します。

**13番（朝倉君）** ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

今議会においては、農業振興についてと人口増加対策についての二つのテーマについて一般質問をしていきたいと考えております。

最初に、1として農業振興について。イとして温暖化対策について、ロとして農業の専門家の配置についての質問を行ってまいります。

イの温暖化対策についてであります。温暖化現象に伴う異常気象の発生が世界の各地で発生し、大きな災害が確認をされております。私どもの現実の生活におきましても、この温暖化事象が大きな支障をもたらしておりますことは、皆様ご案内のとおりでございます。このような中でございますので、各国におきましては、異常気象・温暖化対策については、精力的にその

対策をしていることはご案内のとおりでございます。

この温暖化現象がもたらす支障については、各国においてもいろんな分野において調査研究が進行しておりますけれども、また、その対策も実践されておりますけれども、温暖化現象を早期に克服するには、まだ開発途上であるとともに、その対応につきましても、大変厳しく難しい状況と判断するところであります。

このような中で、農業のみならず漁業においても海水温の上昇に伴い今まで取れていた魚が取れなくなったり、暖かい地域の魚がたくさん取れるとか、温暖化の影響による世界的な規模で大きな変化が顕在化されていることは事実でございます。

一方、温暖化と併せて、世界の政治経済の状況も大きな変化が発生しております。農業分野にとって考えてみますと、ロシアがウクライナに侵攻して、ご存じのようにロシアとウクライナは、世界の穀倉庫、小麦の主要産地でございます。この政治的な紛争によって食料の供給に滞りが発生し、世界各国で食料危機が発生するとともに世界規模で物価の高騰が発生し、改めて食料の確保について、各国政治家の重要なテーマとして議論が活発にされているところでございます。

このような世界情勢の中で、我が日本国も食料を海外に依存する割合が大変多い国であります。したがって、世界の中で特に輸入比率の高い国である我が国においては、世界の政治経済が急変する事態が発生しますと、同時に時間を置かずに食料輸入に支障が発生する事態が想定され、併せて価格の高騰は避けられないところであります。

また、各国においても温暖化に伴い、主要な生産国や産地においても、収量や出来栄え、いわゆる品質が異常気象の発生によって大きく変化をして、従来の産地が衰退している状況が散見されるところでございます。このような状況から、食料の安全保障についても各国で真剣な議論が始まり、食料の自給率の向上や農業の在り方について、温暖化対策と併せて真剣な議論がなされておるところでございます。

我が国、日本でも、このような状況の変化を受けて、四半世紀ぶりに今国会において食料・農業・農村基本法が改正をされました。食料の安全保障、農業や食料システムの環境への対応等の見直しがなされた法案の成立でございます。このような大幅な法案の見直しは、今回が初めてのことであり、温暖化対策等を考慮した自国の農業の在り方について、今後大幅な政策の見直しが始まっていくものと推察するところでございます。

さて、温暖化が先か異常気象が先か、どちらが先なのかよくわかりませんが、私どもの地域でも温暖化によると思われる被害の発生や、異常の状況が確認されております。私ども坂城町周辺の中でリサーチしてみますと、坂城町近辺においても、温暖化による異常現象がいろいろな作物の栽培の中で発生しております。

その具体的な例を挙げてみますと、一つは高温障害によると思われる現象が主食の米、コ

シヒカリで発生が見られます。その現象は、細粒化や収量の減少でございます。

長野県でレタスの産地の川上村では、温暖化の影響で作柄が大変異常なことが起きるということで、現在ハウレンソウ、セロリの栽培が転作として具体的に始まっておるところでございます。

山梨のワインの産地におきましては、今までの品種ではワインの生産ができないということで、新しい温暖化に対する抵抗力のある品種の開発に積極的に注力しているということをお聞きしております。

また、我が町では、特産品でありますねずみ大根が、昨年、高温障害により発芽不良を引き起こしまして、生産がゼロであるような圃場がありました。このためにねずみ大根まつりが中止されるという大変異常事態が発生したことは、皆様ご存じのとおりでございます。

特にねずみ大根におきましても、この温暖化状態でも対応できる温暖化に強いねずみ大根の種の開発が急務であるというふうに考えております。

また、リンゴの晩生種でありますふじにおきまして、昨年度は蜜の入りが悪く、果肉が大変固く、収量が大幅に低下したという現象もございました。身近な例を挙げましても、このような現象が温暖化と思われる要因によって今の農業に大きな課題を残しております。

私が今回取り上げたのは、温暖化による生育不良や収量の低下は、農家にとって死活問題の大きな問題でございます。温暖化が継続する中で、今まで最適と思われる栽培品質で発生する負の要素について、早急に原因の調査をして、栽培方法の対策やそれに抵抗のある品種への変更等を実施しないと、小規模農家、定年帰農者や専業農家の農業離れを誘因して、この地域の食料の生産に大きな影響を引き起こすことを危惧している1人でございます。

私は、一日も早く温暖化であっても、その抵抗力がある品種の推奨や技術の指導、このようなことができる体制の整備を確立して、食の安定につながることを強く希望しているものでございます。

そこで、次の項目について、町の考え方を伺いたいと思います。

1として、町として農業の温暖化に対する現状認識はどのように考えているのか。

二つ目、現在発生している温暖化の障害に対する対策について、どのように考えているのか。

三つ目、温暖化が継続する環境の中で、それぞれに抵抗のできる品種の開発や具体的な栽培方法の指導等、JA、県の普及センター、町が連携した機関をつくり、地域に密着した技術指導ができる体制の構築が重要と考えますが、町の考え方はいかがでしょうか。町の考え方を伺いたいと思います。

すみません、口を落としてしまいました。口でございますが、担当課への専門家の配置をという提案でございます。町の農業従事者は、減少の一途をたどり、1次産業として生活基盤を確保する役割が維持できるのか、時代の流れとはいえ大変な問題と考えております。

しかしながら、農業は、国民の食料を安定して生産していく重要な第1次産業の要でございます。しかしながら、我が国の工業化の進展により、後継者の不足や小規模農家では生活ができないために離農が急速に始まり、この地域におきましても、農家離れが顕著になっております。

しかしながら、農業の持っている多面的機能の維持は、地域の環境保全に欠くことのない大きな役割や機能がございます。食料の生産と併せて地域コミュニティの役割を含め、農業の活性化ができる地域であるならば、他地域から町への移住者の確保にもつながり、製造業の町の中においても新たな展開が図れることと考えます。

その具体的な事象として、ワイナリーを坂城町にといった事業展開をしたことを振り返ってみれば、あのかのときのパワーは、一時的ではありましたが、他市町村に対して大きなプレッシャーを与えたくらいの事業となったことをご承知いただけたと思います。この事業の着手によって移住定住が図られました。このような熱い情熱をもう一度この時期に考えていく必要があるのではないのでしょうか。

それには、JA、県の普及センター、町の行政がチームを構成して、専門家による地域への新栽培技術の普及や家庭菜園への勧誘のための栽培指導等、積極的な農業支援の展開により新たな農業参入者の確保につなげることや、都会からの移住定住者の町内への展開等、やり方次第では大きな事業の展開が図ってこれることと考えます。

そのためには、担当課のパワーの強化が大変重要な第一歩でございます。今抱えている課題解決にあたっては、時期的にもできるだけ早急な体制の整備をする必要を痛感いたします。このために、専門家の配置を強くこの場でお願いしたいというふうに考えております。町の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

**商工農林課長（北村君）** 1. 農業振興について、イ. 温暖化に対する対策支援についてのご質問から順次お答えいたします。

まず、町として、農業への地球温暖化に対する現状認識であります。環境省の資料によると、過去100年で世界平均気温は0.74度、世界平均海面水位は17センチ上昇し、近年になるほど温暖化や海面水位上昇の傾向が加速しており、さらに、積雪や氷河なども広範囲にわたる減少が観測されているとしています。

また、気象庁の2023年の気候変動監視レポートによると、「日本の年平均気温は様々な変動を繰り返しながら、長期的に上昇しており、2023年の平均気温は全国的に高く、特に北日本・東日本・西日本でかなり高かった。1946年の統計開始以降、北日本・東日本では年平均気温が最も高くなった。」とし、また併せて、「1時間当たりの降水量が50ミリを超える大雨も増加傾向である」としています。

農業は環境への依存度の高い産業であることから、温暖化の影響は大きく、収量の減少や品

質の低下など、マイナスの影響をもたらすほか、近年は異常気象による大雨の結果、田畑やビニールハウスの冠水、台風等の強風によるビニールハウスの倒壊も発生しています。

こうした問題は、農家の売上げ減少や設備の復旧に多額の費用が生じることとなり、農家の経済的負担はもとより、営農意欲の減退、さらには農業離れを加速させる要因にもなりかねません。このような状況を踏まえ、町といたしましては、温暖化の進行や温暖化がもたらす農業への影響を非常に危惧しております。

続きまして、温暖化に伴う農作物障害への対策の考えについてお答えいたします。

現在、当町や千曲市周辺地域で確認されている、温暖化に起因すると考えられる農業への影響の具体例といたしましては、果樹においては、リンゴ・ブドウの着色不良・日焼け・果実の肥大化などが挙げられます。

着色不良は、温暖化の進行により昼夜の寒暖差が少なくなったことが原因で着色が遅れてしまう現象で、それがさらに収穫期を遅らせ、果実の老化や肥大化を進めてしまう要因ともなっています。

また、水稻につきましても、米が白く濁る白未熟米や胴割れ米、高温に伴い発生した害虫が原因で生ずる斑点米が発生し、品質低下が認められ、昨年度は坂城町・千曲市で収穫された一部の米の等級が下がってしまうといった事態も発生しております。

また、日本全体で見た場合、温暖化の影響は農作物の産地にも影響を与えてくることもわかってきています。国立環境研究所が温州ミカンモデルにシミュレーションしたところ、現在は、栽培の適温とされる平均気温15度から18度に該当する南関東以南の太平洋・瀬戸内海の沿岸部及び九州の沿岸部で主に生産されていますが、このまま温暖化が進行した場合、2060年には北陸地方日本海側沿岸部や南東北地方太平洋側沿岸部でも温州ミカンの栽培が可能になってくるといった結果が導き出されています。

また、寒さに弱いと言われるサツマイモも同様で、かつては九州の一部地域や関東周辺で生産されてきましたが、現在では東北・北海道まで生産地域が北上・拡大しています。

これら地球規模で進行する温暖化問題につきましても、世界各国で官民挙げて様々な対策や取組を行っておりますが、早急に解決できる問題ではなく、昨今の気象状況に合わせた対応の必要性を感じているものの、営農には気温だけではなく日射量、降水量、土壌などが影響してくることから、対応に苦慮している状況であります。

続いて、温暖化に対応する品種の開発や具体的栽培技術の指導等、JA、県農業農村支援センター、町が連携した機関をつくり、地域に技術指導できる体制の構築の考えはについてお答えいたします。

米や野菜など、一年生の農作物に関しては、田植・作付から収穫に至るまで、従前、作業を行ってきた時期にとらわれず、気温や作物の生育状況を見ながら、適期に収穫などの農作業を

行うよう県やJAから呼びかけを行っております。

果樹については、長野県果樹試験場において、高温耐性のある新品種のリンゴの研究開発やブドウにおける着色安定技術の開発に取り組んでいるとお聞きしております。

今後、果樹試験場や農業試験場をはじめとする研究機関において、温暖化に適応する技術が整った際には、速やかに農家に情報提供できる体制を整えるとともに、長野農業農村支援センターやJAをはじめとする農業関係機関との情報共有や連携を深めて技術協力を仰いでいきたいと考えております。

次に、農業の専門家の配置についてお答えいたします。

現在、町の農業を取り巻く状況といたしましては、農業従事者の高齢化と減少が顕著であるとともに、気候の変動による新たな課題にも直面しております。

今後、町の農業を守り、そして発展させていくためには、新規就農者や担い手の確保、農地の集約・集積による生産性の向上、地域農産物の高付加価値化・ブランド化、安定して生産ができる栽培技術や栽培品目の導入などの課題に対し、農家や関係機関と連携して取り組んでいく必要があると考えております。

議員さんご提案の担当課への農業の専門家の配置についても一つの考え方とは思いますが、町ではこれまで、農業分野において、専門的な知識や経験を持つ、長野農業農村支援センターや県農業試験場、果樹試験場、JAながの等の関係機関と協議や情報交換を行いながら、農業施策を進めてまいりました。

今後もこうした関係機関の職員と情報交換を行う機会を増やすなど、さらに連携を密にする中で、農業の活性化に対応してまいりたいと考えております。

**13番（朝倉君）** 担当課長のほうから答弁をいただきました。現在進行している温暖化につきましては、認識の中では一致したというふうに捉えております。しかしながら、この問題は単純に解決する問題ではありません。いろいろな要素を秘めているところがございますので、やっぱり真剣に取り組んでいくということは、食料の安定生産という観点からしても、私は町としても大変重要なテーマじゃないかというふうに考えております。

特に私どもの農家の状況を見てみますと、農家離れが顕著で、特に水田農業を見ますと、ほとんど専業メーカーに依頼していて、自分でお作りになっている農家というのは、もう片手ぐらいしかいないんです。この関係が先ほど言ったように異常気象で収量が減ったり、非常にコストが高くなってくるようなことになりますと、もうやめるかと。お年寄りの方たちはもうそういう状況になってくるような状況でございます。

特に温暖化が著しく、私は、今後私どもが営農する中で影響が出てくるような気がするんです。これから、特に顕著にですね。そういう中をどうやって改良したものができるのかということが、今私どもに与えられた使命だというふうに考えております。

そのためには、専門家の配置をしていただいて。それは農協でやればいけないかという考え方もあるかと思うのですが、私は商工農林課という課を考えてみますと、農業、商業工業を担当している課でございます。農業も一つの1次産業という考え方で捉えるならば、農業の生産効率化ができて収益が上がれば、町の財政も豊かになるというふうになるわけでございます。農業は、JAだけの仕事ではございません。町としても大きく関わりながら、JAや普及センターをまとめながら、やっぱり中心的な町の機関として、私はひとつ位置づけをしていただければということで、担当課に専門家の配置を強く要求しているところでございます。この辺を理解していただいて、町長、ぜひ何とかですね、知恵を出した中で、正規従業員じゃなくても対応はできるような考え方があるかと思っておりますので、ぜひ現状打破をして、次の質問の中にもありますけれども、移住定住、坂城に外部から人を招いてくるということも、やっぱり農業というのは大きな可能性を秘めている経営資源の一つだというふうに私は考えておりますので、ぜひこの点を理解していただいて、農業の振興についても今は大変ですけども、この課題解決に向かってぜひ頑張ってくださいということをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

2点目の質問につきましては、人口増加対策ということについて質問をさせていただきます。イとして、消滅可能性自治体からの早期離脱と対策についてということでございます。

2024年4月、突然ですね、人口戦略会議から全国市町村の1,729団体のうちの744団体が消滅可能性自治体と公表され、幸か不幸か、当坂城町も残念ながら消滅可能性自治体の仲間入りを宣言されてしまいました。

まさに青天のへきれきでございます。今まで子育て支援や周辺施策も、他市町村に比べて先行して実施している自負が町もそうでしょうし、私ども議員もそういう自負を持っておりました。そういう意味からして、消滅可能性自治体の仲間入りは大変残念な結果であります。

しかしながら、地域の現状を冷静に見てみますと、少子高齢化は大変なスピードで進行しているようなことを受け止めます。改めて、今回、消滅可能性自治体に指定されたといいますが、仲間入りをしたということ直視して、この脱却に対して真剣に実践していくことを私はこの時点で考えていかなければいけないということを思っております。

そこで、我が坂城町は、財政的にも恵まれておりますし、製造業の町であります。この誇れる町の経営資源をバックに、この不名誉な分類から早期に離脱して、自立可能性自治体に仲間入りできる施策の実施をして、他市町村の見本になれるように頑張っていく必要があると考えております。このような考え方の中で、町の考え方を伺いたいんですが、一つとして人口戦略会議で消滅可能性自治体に坂城町が分類された真因をどのように考えているのか。

二つとして、子育て支援やそれに付随する周辺施策の見直しをして、坂城町への移住定住施策について、今後の対応をどう考えていらっしゃるのか。

三つ目として、製造業の町としてこの町の強みを生かして、抜本的な対策の早急な実施を望むところでございます。特に町営住宅の整理整頓を行って、企業や民間資本を導入する中で分譲住宅地への転換や社宅の造成の検討を早期に実施する。これによって外部からの移住定住を促進する考え方はないでしょうか。

以上3点について、ご所見を伺いたいと思います。

**町長（山村君）** ただいま、朝倉議員さんから人口増加対策についてのご質問をいただきました。2番目の質問としまして、人口増加対策、（イ）として消滅可能性自治体からの早期離脱と対策についてでございます。以下はちょっと整理して申し上げますけれども、今、朝倉議員さんがおっしゃられたように、とんでもない発表をしてくれたなというふうに思っておりまして、後で申し上げますけど、大変失礼な、女性にとっても失礼な尺度を持って決めていると。つまり、20歳から39歳までの女性が半減する自治体は消滅する、何を言っているかという話であると思います。

過日、県知事との議論の場がありまして、阿部知事も人口戦略会議のメンバーになっているんですね。一体これは何ですかと言ったら、阿部知事も私も反対でしたと言っていました。でも、しょうがないというようなことを言っていましたけれども。

これから申し上げますけれども、人口対策というのは、何か一つやればいいということではございません。総合的な対策です。町では、朝倉議員さんもおっしゃっていただいたけれども、医療費の問題からあるいは給食費の無償化とか、いろんな手を打ってきました。国が後からついてくるという感じですけども、まだまだやるべきことはいっぱいあるんですけども、それがストレートに人口増加につながるというのは、結構時間がかかるものだと思っておりますので、絶えず努力していかなければいけないなというふうに思っております。

さて、それでは整理しながらちょっとお話を申し上げたいと思っております。日本の総人口は、2008年にピークを迎えまして、それ以降減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所が2023年12月に公表した日本の地域別将来推計人口によりますと、2050年の総人口は、2020年対比で17%減の1億469万人になるとされており、全国的な少子化傾向や東京など大都市圏への若い世代の流出などにより、現状の人口を維持できるのは東京を中心とする都市圏のみとされ、その他の地域は大幅な人口減少に直面することが予測されております。

また、今年5月に発表されました厚生労働省の2023年人口動態統計によりますと、女性1人が生涯に産む子どもの推定人数である合計特殊出生率は全国で1.20と、過去最低を更新し、出生数も過去最少の72万7,277人となりました。出生率、出生数ともに8年連続でマイナスとなり、未婚、晩婚化などにより少子化が加速している状況であります。

このような中、去る4月24日、人口戦略会議から新たな地域別将来推計人口に基づく自治

体ごとの分析結果リストが公表されました。公表されたリストによりますと、2050年までに全国で744の自治体が消滅する可能性があるとしており、県内でも当町を含む26市町村が消滅可能性自治体とされたところであります。

人口戦略会議での消滅可能性自治体に坂城町が分類された真因について、どのように捉えているかというご質問であります。この消滅の可能性につきましては、2020年から2050年の間に子どもを産む中心世代である20歳から39歳の女性人口の減少率が50%以上になるという一面的な推計のみで定義されており、これにより特定の自治体を一方的に消滅可能性自治体としたことは、住民の不安をあおるものであります。大きな疑問を感じるとともに、大変残念な思いであります。

全国町村会では、特定の自治体を一方的に消滅可能性自治体としたこのリストの公表を受けて、地域産業の振興や少子化対策に努め、人口流出の抑制と積極的な移住対策など、地域社会を持続可能なものとするべく努力してきた取組に水を差すものであり、推計に示される事態となった大きな要因は、東京圏への一極集中と少子化という一自治体だけで抜本的な改善を図れるものではないことや、今回の公表により一部の地方の問題であるかのように矮小化してはならないことを指摘した上で、国として抜本的な対策を講じていく必要があること、また、自治体の取組に対して今後一層強力な支援をすべきであるとする会長のコメントを発出するとともに、先月29日には、総務大臣に対して、全国町村会正副会長により、持続可能な地域社会の実現に関する緊急要請活動が行われたところであります。

各自治体では、人口減少を受け入れつつも、持続可能で安心して暮らせる地域を目指して努力しており、当町といたしましても、人口ビジョンにおける町の人口の将来展望を実現するため、第6次長期総合計画や坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、住みやすい町、住み続けたい町となるよう、今後も事業の検証・評価を行いながら、人口に関する現状と課題を踏まえ、効果的な事業に多角的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子育て支援等による当町への移住・定住対策の考え方についてのご質問であります。人口に関する近年の全国的な傾向といたしまして、高齢者人口の増加による年金や医療、介護等の社会保障費が著しく増大する一方、生産の担い手であり、社会の支え手となる若い世代の人口は減少し続けており、これまで築いてきた社会構造をどのように持続していくかが課題となっております。

このように、現下の状況につきましては、数の減少だけの問題にとどまらず、人口減少による年齢構成の不均衡が進むことで、就業者や消費者の減少、民間サービスの縮小、コミュニティ組織の機能低下、税収の減少などを引き起こすことが懸念されております。

このような中、町総合戦略では、仕事、出産・子育て、人の流れ、暮らしの四つの視点からの事業展開を踏まえた雇用・就業や出産・子育て環境などの諸施策を講じるとともに、様々な

機会を通じて、町の魅力を発信することで、地域への愛着の醸成や関係人口の創出、人口の流出抑制と流入促進などの人の流れにつなげ、持続可能なまちづくりの実現を目指しております。

具体的な移住・定住につながる取組といたしましては、子育て支援の観点では、助産師等のサポートによる産後ケアの充実、時間外保育を除く3歳以上の園児に係る副食費を含めた保育料の無償化のほか、昨年度から実施しております小中学校の給食費無償化、要件を満たした高校・大学に在学または職業訓練機関等に入所している方への奨学金制度など、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援の充実を図っております。

また、地域への定着とU I J ターン促進のための移住セミナーや移住体験ツアーのほか、宿泊をしながら町内での生活を体験できる移住体験ハウスや、住宅新築に対する補助、空き家バンク事業など、居住に関する様々なアプローチを想定した移住定住促進にも取り組んでいるところであります。

生まれる子どもを増やし、坂城町に定住・移住する人の数を増やすためには、子どもを産み・育てるためのよりよい環境づくりのほか、単に住む場所だけではなく、働く場所が多くあることや、災害に強く、安心して快適に暮らせる環境であることなど、様々な観点からの取組が必要であり、こうしたまちづくりにより、住み続けたいまち、魅力的なまちをつくっていくことが、大学への進学などで町外へ出て行った若者が、再び坂城町へ戻ってくるUターンにもつながると考えております。

また、持続可能なまちづくりを進めるためには、社会経済の変化にも対応する活力ある地域経済の構築と生産性の高い雇用創出による若い世代の定着が必要であり、地域産業の発展は欠かせないものと考えております。

当町の特色であるものづくり産業の集積といった優位性を生かし、産業支援機関とも連携しながら、生産財やサービスの高付加価値化と生産性向上を推進していくほか、創業支援を含め若者のU I J ターン促進に向けた働く場の創出など、町内産業の自律的な発展が図られる取組を強化してまいりたいと考えております。

今後も、町総合戦略に位置づけた事業を展開していくとともに、時代に即した事業の見直しや拡充など、必要に応じてきめ細かな対応を図ることで、移住定住の促進につなげてまいりたいと考えております。

次に、製造業の強みを生かした人口増対策の考えについてのご質問であります。当町は、機械・金属加工業を中心に多種多様な技術を持つ企業が集積するものづくりの町であり、雇用の受皿としてその裾野が広いことは周知のとおりであります。

また、町内に居住する、いわゆる夜間人口に対し、夜間人口に町外から町内に通勤・通学して流入する人口を加え、逆に町外へ通勤・通学する流出人口を差し引いた昼間人口、昼の人口ですね。昼間人口が多く、令和2年国勢調査の結果によりますと、昼間人口が夜間人口を

1, 025人上回っている状況であります。最近5回の国勢調査でも、全て昼間人口が、昼の人口が夜間人口を上回る結果となっております。

こうした背景の中で、町内企業の人材確保の機会を設けるとともに、就職を契機とした町内への移住・定住を促進するため、町がテクノハート坂城協同組合へ委託して、従業員の居住状況や人材確保に関する企業の意向等を把握・分析する居住状況調査を実施したところ、昨年度は、町内企業57社から回答があり、町内で働く約6千人のデータが寄せられました。

この中で、従業員の居住地ごとの割合につきましては、町内在住者が23%、上田市29%、千曲市26%、長野市12%、その他10%であり、全体として77%の方が町外に居住しているという状況でありました。

また、今後の採用方針については、増やしていくが20%、現状と同程度の人数を毎年確保していくが20%など、雇用環境は引き続き良好な状況であり、企業の従業員向け集合住宅があった場合の利用に対しても、企業が借り上げて利用したいが13%、従業員へのあっせんまたは情報提供を希望するが30%との回答があり、住宅へのニーズが一定程度あることが確認できたところであります。

令和2年度に策定した国土利用計画第4次坂城町計画では、人口減少・高齢化の進展による低・未利用地や空家などの増加を課題として捉え、土地の有効利用の促進といたしまして、低・未利用地と空家などを含む既存住宅ストックなどの有効利用を図り、住宅地、産業用地の確保を図るとしております。

また、同じく令和2年度に坂城町公営住宅等長寿命化計画を改定し、横尾団地、戌久保団地、旭ヶ丘団地、網掛団地、上平団地、旭ヶ丘ハイツ、中之条団地、坂端改良住宅の8団地について、必要な修繕等を行うとともに、老朽化が進んだ住宅については、用途廃止等について検討するとしているところであります。

町といたしましては、このような計画に基づき、町土の有効活用を優先しつつ、必要に応じて、住宅分譲地の確保や、企業従業員確保のための住宅建設用地の確保、また、公営住宅の集約化などにより、雇用環境の良好な当町の特色を人口減少対策に生かせるよう、町内企業の意見もお聞きする中で、働きやすく、暮らしやすい住宅の確保・提供に向けてテクノハート坂城協同組合とともに検討を進めてまいりたいと考えております。

**13番（朝倉君）** ただいま町長から現状分析や今後の対策について、詳細にわたり答弁をいただきました。子育て支援やその周辺事業について、当坂城町は他市町村に対して先陣を走る事業の展開をしてきたという自負をしております。

しかし、ここ数年、どこの市町村においても同様な施策を行う様相を呈しているために、横並びの状況であります。何か特に他の市町村と特色の違いを出していけないと埋没する状況と考えております。かといって、先ほど町長から答弁をいただいた事業は、必須の事業だという

ふうに理解をしております。今後も充実した施策の実施が重要であると考えます。着実に推進を希望するところでございます。

財政的にも、当町は十分自立ができる町であると考えております。やぶから棒に消滅可能性自治体の宣言を人口会議から突然受けたことは、大変プライドを傷つけられる思いを、私だけじゃなくて、行政の皆さんや多くの町民の皆さんもお持ちであったというふうに考えております。

しかしながら、地域での少子高齢化の進展の速度は、私どもの予想より早く進んでいることを直視しながら、今回の人口会議での宣告をいい意味で受け止めて、坂城町の今ある経営資源を、いや英知を結集して、一日も早く消滅可能性自治体から離脱して、坂城町の底力を全国に知らしめたいというふうに私は思います。いかがでしょうか、町長。

このようなことから、私ども行政、議会、町民の皆さんの力を結集して、本当に坂城町が住みやすく、働きやすく、楽しい町であることを目指しながら、自立可能性自治体へ一日も早く脱皮することを祈念して私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**議長（滝沢君）** ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午前11時31分～再開 午後 1時30分)

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、5番 水出康成議員の質問を許します。

**5番（水出君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回の質問事項は、交通体系の整備について、防災体制確立について、以上、二つの表題について質問します。それでは、一つ目の交通体系の整備について。

イ、地域の交通体系づくりについては、令和3年度にデマンド型交通方式の導入を目指し、坂城町利用促進協議会より上申され、デマンド交通実証実験を行うこととなりました。本年度は実証実験の最終年度となり、来年度から本格運用に移行するため、前回定例会にて同僚議員より類似の質問もありましたが、再確認を含め質問します。

令和3年7月5日に行われました坂城町利用促進協議会の打合せ資料、坂城町の公共交通事業の状況に記載の事業名を使いますが、関係するところの資料内数値を一部紹介します。

循環バス運行事業、以降は循環バスと言います。登録者数、坂城町住民等約1万5千人、利用者数延べ1万5,585人、1便当たり4.6人。重度障がい者タクシー利用券交付事業、現在名では福祉タクシーとなっておりますので、福祉タクシーと続けます。登録者数347人、利用者数年間143人。外出支援サービス事業、以降は外出支援と続けます。登録者数29人、利用者数延べ87回と表されておりました。

そこで、地域交通の利用状況を確認したく、一つ目として循環バス、福祉タクシー及び外出

支援の令和3年から令和5年の利用者数、町負担費用の実績、デマンドタクシーについては、2年間の前述それぞれの実績、令和3年から令和5年の運転免許返納者の推移を伺います。

二つ目として、循環バスの前身は福祉バスと聞き及んでいます。途中変更・追加もあったかもしれませんが、循環バスのバス停位置の設置根拠や条件などを伺います。

三つ目として、前回定例会でもバス停位置、デマンドタクシー運賃や運行時間、循環バスの小型化など、町民から寄せられている課題として町としても認識されているところと思いますが、ほかに町民から地域交通へ寄せられている要望があるのか伺います。

四つ目として、来年度の本格運用に向けて、課題の改善が少しでも盛り込まれるのか。まずは、今年度の内容をそのまま運用されるのか、大変気になるところです。来年度の実運用に向けて、現状の課題についてと実施までの取組ステップはどのように考えているのか伺います。

続きまして、ロとして、公共交通機関の利用促進について。

第6次長期総合計画の公共交通機関の利用促進の項では、鉄道駅については、駅施設や駅前駐車場、駅前輪場の整備、駅周辺のバリアフリー化を推進し、利便性の向上と利用者の安全確保に努めますと記されています。

その中、テクノさかき駅はエレベーターが未設置であり、ハンドル型車椅子の利用ができません。介助者が必要な階段昇降設備はありますが、車椅子利用者が単独で行動できない駅です。車椅子利用者も単独で活発に行動されている方が多く、特にテクノさかき駅は、工業の町坂城の玄関口としても、企業の方の県外・海外出張利用者を含め、大型キャリーバッグを持ち利用されることもあります。そして、新たに建設を予定している新複合施設にも程近く、工業・福祉とより注目される町として、町内唯一の公共機関の駅として充実を優先したいところです。

公共交通機関の利用促進を図る上でも、一つ目として、鉄道駅の利便性の向上と利用者の安全確保として、テクノさかき駅のエレベーター設置を要望する声は以前からありますが、町の対応状況や見通しについて伺います。また、繰り返しになりますが、唯一の公共交通です。存続のため、町内各駅利用者の増加に、町としても協力や施策が必要と感じます。

二つ目に、公共交通利用の活性化に向けた啓発活動状況と今後さらなる駅利用者増へつながる考えを伺います。

以上、イ．地域の交通体系づくりについて4件、ロ．公共交通機関の利用促進について2件について答弁をお願いします。

**町長（山村君）** ただいま水出議員さんから、1番目の質問としまして、交通体系の整備について、イ、ロとご質問がありましたけれども、私からは、ロの公共交通機関の利用促進についてを中心にお答えしまして、イにつきましては、担当課長からお答え申し上げます。

町では、令和12年度までを計画期間とする坂城町第6次長期総合計画、第1章暮らしと産業、安心の基盤づくりにおいて、地域の活力を高める道路・交通網整備として、国道18号バ

イパス、主要地方道坂城インター線等の幹線道路の整備のほか、循環バスを中心に、利便性の高い地域公共交通の仕組みづくりを進める、よりよい地域の交通体系づくりの推進を掲げております。

町の主要な地域公共交通の一つであります、しなの鉄道のテクノさかき駅につきましては、地域住民の皆様からの要望による請願駅であります。しなの鉄道開業後、初の新駅として、平成11年4月に誕生し、町の新たな玄関口となった経緯がございます。

従来の坂城駅に加えまして、新たにテクノさかき駅が設置されたことにより、中之条・南条地区及び村上地区などを含めた町内各地区から鉄道駅までの距離が、おおむね半径2キロメートル圏内、時間的には自転車の場合およそ10分以内となり、鉄道を利用する際の利便性が大きく向上したところであります。

また、テクノさかき駅開業時には、住民の皆様からの要望を受けて、障がいがある方にも安全に駅をご利用いただけるよう昇降機を設置したという経過がございますが、ご質問のエレベーターの設置につきましても、駅を所管するしなの鉄道に検討をお願いしているところでもあります。

しかしながら、しなの鉄道の見解といたしましては、既存ホームの延長や跨線橋とホームの位置関係など、構造的な面で設置は難しいとしているほか、駅へのエレベーターの新規設置にあたりましては、昇降機を含め、設備のない駅から優先的に順次設置していくことになるとの回答をいただいているところでもあります。

そうしたことから、テクノさかき駅におきましては、当面は、昇降機を安全にご利用いただくことが有効であると考えているところであります。

現在テクノさかき駅で昇降機をご利用いただくには、事前に管理駅である屋代駅に連絡することで、しなの鉄道駅員の介助により、ご利用いただくこととなっております。

事前に連絡をすることで、ご利用の列車に安全に乗降いただけますので、町といたしましては、予約方法等について、改めてPRするとともに、昇降機の管理方法等について、しなの鉄道とともに検討してまいりたいと考えております。

私も再三しなの鉄道にはですね、昇降機の利用法、現状でエレベーターを造るというのとはすぐにはいきませんので、昇降機の利用をもう少し簡便にできないかということを検討してもらっているわけです。ご存じのように、テクノさかき駅は完全に無人駅になりましたので、そういうことで屋代駅に連絡しなければいけないということになっているわけですね。これを何とかもう少し簡便な方法で、いくつか案があるわけなんですけれども、検討を今していただいているということになります。

続きまして、公共交通利用の活性化に向けた啓発活動の状況と、今後の駅利用増へつなげる考えはについてお答えいたします。

公共交通に関する啓発活動といたしましては、デマンド交通（乗り合いタクシー）の実証実験開始にあたり、利用対象を75歳以上としていることから、町シニアクラブの皆様へ制度を周知するとともに、毎年デマンド交通の運行イメージのチラシと坂城町循環バス時刻表について、全戸配布を行っているほか、福祉施設や病院等にも配布することにより、広く周知を図っております。

また、駅利用増へつなげる取組といたしましては、町循環バスの時刻表につきまして、しなの鉄道のダイヤ改正に合わせて、毎年見直しを行うなどのほか、駅前多目的広場で開催しております坂城駅前葡萄酒祭や、鉄道フェスタをはじめとした169系電車を活用した各種イベントの開催に加え、ばら祭り際には、坂城駅、テクノさかき駅を結ぶシャトルバスの運行等、町の地域公共交通の要であるしなの鉄道の各駅を利用しやすいよう、工夫しているところであります。

今後につきましても、町商工会、しなの鉄道など関係機関と協力する中、イベントの開催等積極的に推進し、駅周辺のにぎわいの創出も含め、駅利用増につながる取組に努めてまいりたいと思っております。

ちょっと付け加えますと、もうばら祭りのときにもご利用いただいていますけれども、坂城駅とテクノさかき駅に5台の電動アシスト自転車ですね、あれも5台ずつ置いてありますので、これなんかもう少し宣伝しながら、大いに使っていただければというふうに思っております。

また、鉄道駅の利便性向上といった面で、しなの鉄道では、北しなの線を含む同社路線の全駅で、令和8年、これは2026年、3月までに、交通系ICカードSuicaに対応する設備を導入する検討を進めているということを知っているわけであります。

導入にあたりましては、国の補助金を申請する予定とのことではありますが、利便性の向上やインバウンドの需要をはじめ、利用者増加が見込めることから、導入に向けた支援策等について、沿線市町や県と検討してまいりたいと考えているところであります。

しなの鉄道は、当町の地域公共交通の一端を担い、地域の皆様の移動手段として重要な役割を果たしていただいていることから、引き続き利用者の利便性の向上と、安全な運行等について、連携してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、まずは日常生活に必要不可欠な移動手段の確保のために、地域公共交通を必要とされる方が便利にご利用いただけるよう体制を整えるとともに、広報、防災行政無線をはじめ、「すぐメール」ですとか、町ホームページ等で周知し、町循環バスとデマンド交通、また、しなの鉄道を含めた、地域公共交通の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

**建設課長（堀内君）** 1. 交通体系の整備について、イ. 地域の交通体系づくりについてお答えいたします。

令和4年4月から実証実験を開始しましたデマンド交通（乗り合いタクシー）につきましては、道路運送法に基づき、町内のタクシー運行事業者の協力の下、運行しているところでございます。

町地域公共交通会議で決定した運行計画では、利用対象を75歳以上の高齢者とし、利用料金は1回当たり500円、運行は土日及び年末年始を除く平日の午前9時から12時までの3時間と、午後1時から3時までの2時間の1日計5時間としている状況でございます。

また、利用にあたりましては、事前に利用者登録をしていただいた上、事前予約により、予約状況に応じ複数の方が、自宅から買物先や医療機関などの、指定された町内48か所の停留所までのご希望の間を、乗り合いにより運行するものでございます。

初めに、デマンド交通の実績から申し上げますと、利用者の登録状況につきましては、1年目の令和4年度末で229名、5年度末で306名と、プラス77名、33%の増加となっており、利用者数につきましても、令和4年度末で延べ2,793名、1月当たりの平均利用者数230名に対し、5年度末では3,142名、1月当たりの平均利用者数は260名と、前年度と比べプラス349名となり、12.5%増加している状況でございます。

また、町が負担した運行委託料に係る費用実績につきましては、4年度が約680万円、5年度が約790万円という状況でございます。

続きまして、町循環バスの利用者数及び費用実績でございますが、令和3年度は利用者数が1万2,818名、1月当たりの平均利用者数は1,060名、運行委託料及び車両リース料、修繕料を含めた費用実績につきましては、約2,600万円でございます。

4年度につきましては、利用者数1万2,951名、1月当たり平均利用者数1,080名、費用実績は約2,700万円となり、5年度につきましては、利用者数1万2,736名、1月当たり平均利用者数1,060名、費用実績は約2,400万円となっております。

続きまして、福祉タクシー及び外出支援サービスの状況についてお答えいたします。

福祉タクシーにつきましては、重度の障がいがある方の外出等の負担軽減のため、福祉タクシー利用券を交付している事業で、外出支援サービスにつきましては、高齢者生活支援事業として、移動が困難な方などの、医療機関及び介護サービス提供事業所等への移動について支援する事業であります。

それぞれの事業における延べ利用者数及び費用実績につきましては、令和3年度が、福祉タクシー836名、費用実績71万7千円、外出支援サービス87回、費用実績78万円。4年度が福祉タクシー764名、費用実績59万6千円、外出支援サービス107回、費用実績78万円。5年度につきましては、福祉タクシー754名、費用実績61万9千円、外出支援サービス148回、費用実績90万円でございます。

また、免許返納者の推移であります。千曲警察署交通課に確認したところ、暦年集計で、

令和3年が52名、4年が58名、5年が34名といった状況であります。

次に、循環バスのバス停位置の設置根拠や条件等についてお答えいたします。

現在の循環バスにつきましては、平成6年5月に運行を開始した坂城町福祉バス事業を引き継ぐ形で、平成14年4月に運行を開始して以降、現在に至る22年間、運行している状況でございます。

坂城町福祉バスにつきましては、高齢者や障がいがある方などの移動手段の確保を図るため、町内の福祉施設等を経由するバスとして、老人福祉センター夢の湯を起点に、福祉施設等と、各自治区に1か所ずつ設置することを基準とし、34か所の停留所が設置され、運行が開始されたものでございます。

その後、循環バスへ移行する中で、利用者の皆様のご意見、ご要望をお聞きするとともに、国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局やバス事業者等と協議を重ね、現在の町外4か所も含めた計63か所の停留所を設置し、運行しているところであります。

次に、町民の皆様からの地域交通へ寄せられている要望でございますが、まず、循環バスにつきましては、これまで、路線上の停留所以外でも乗降車したい旨のご要望をいただく中、平成29年度から「どこでものれーる」を導入し、現在まで実施してきた経過がございます。

また、デマンド交通（乗り合いタクシー）につきましては、コンビニエンスストアや、葬祭場などにも停留場を設けてほしい旨のご要望を地域公共交通会議等の場や、運行事業者を通してお聞きする中、実証実験1年目の36か所から12か所増設し、現在では全48か所の停留所で運行している状況でございます。

次に、来年度の実運用に向け、現状の課題と実施までの取組ステップといたしましては、昨年度開催した地域公共交通会議や、地域交通利用促進協議会におけるアンケート調査等の際には、新たな要望はお聞きしておりませんが、利用者の皆様からの日頃からのご意見、ご要望として、デマンド交通の運行時間の拡大や料金の見直し等について、お聞きしているところでございます。

一方、デマンド交通の実証実験開始にあたりましては、今後のよりよい地域交通体系の構築を推進することを目的として、北陸信越運輸局等と協議を重ねる中で、町内のタクシー運行とデマンド交通が共存できるよう、運行日や運行時間、料金設定等を決定した経過がございます。

次年度からの本格導入にあたりましては、実証実験開始の際の経過も加味する中、引き続き、利用者の皆様からのご意見、ご要望をお聞きするとともに、運行事業者をはじめ、地域公共交通会議や地域交通利用促進協議会、デマンド交通を所管する運輸局等関係機関と協議を進め、適切な仕組みとなるよう努めてまいりたいと考えております。

**5番（水出君）** ただいま町長、担当課長よりご説明を順次いただきました。まず、地域交通について、デマンドタクシーの実証実験を加えたことでの地域交通への影響というところで、今、

人数的なところを確認させていただいたわけですが、四つの事業を合わせた場合に、令和3年度1万3,741人という延べ人数の利用者が、令和4年度は1万6,615人、令和5年度1万6,780人と増加していることから、デマンドタクシーが弊害となることはなく、むしろ交通弱者の足を補う相乗効果もあり、利用者の交通手段として選択肢も広がったと、デマンドタクシーの実証実験を踏まえた状況数値からも言えるのではないかと思います。

そして、循環バスの停留所を質問でさせていただきましたけれど、一般的な地域交通とか、その辺の状況等も伺った、これは事例等ではございますけれど、利用者の自宅というんですかね、そこから大体半径500メートルから300メートル圏内、この辺が設置する上で。

中には、やはり高齢者といえども健康のために歩きたいという方もいる。それと、あとはどうしたって近くから乗りたい、そういった方もいる。そういったところの両方の要望が大体相交えるところが500メートルから300メートルくらいが適切なのかなんていうところも言われております。今後の中でも、こういったバス停の設置やら検討が入る際には、その辺も一考していただければと思います。

あと、本格運用に向けて、課題の取組については、これからいろいろな回を重ねて、専門機関を含めていろんな協議がされていくということで、ここでは、具体的などころまでは求めません。しっかりとまた町民の意見を聞いて、取り入れてもらえればなと思っております。

ちょっと後でまた質問させていただきますけれど、先に公共交通機関のほうのテクノさかき駅のエレベーターについて。こちらのほうは、やはり町長の答弁でもありましたけれど、やはり屋代駅にお伺いを立てるということ自体が、ただでさえ身障者の方は不自由な中、やっぱり煩わしい手続だと思います。やっぱりすぐにエレベーター設置というのは、大変な工事なのでできないかもしれませんけれど、粘り強く設置をお願いすることと、やっぱり無人駅ですけれど、あそこに補助員さんがいるとか、そういったことは、町のほうのご努力で何とかなる話じゃないかなと思います。その辺は、ぜひとも今後の中で検討いただければなと思っております。

あと、駅利用者を増やせることに関しては、今は本当に駅前広場でいろんなイベントを開催したりして、集客も非常にあるのを私も見てきて実感しております。やはり通学・通勤の方が、これ以上やっぱり急激に増えるということは難しいもので、そういったイベントをやっぱり重ねる中、利用客を増やすということは大切なことなのかなと思っております。

この中、先ほどS u i c aとか電動自転車の設置について、新たな計画もお聞きできたわけですが、そういった中で、やっぱり坂城町としてもテクノさかき駅を使って、坂城駅を使ったり、坂城の飲食店を使う。それとか観光名所を使う。そういったスタンプラリーじゃないですけど、そういったようなもので何か特典をつけるとか、そのようなイベントや工夫というのも、これは担当とすると大変なことかもしれませんが、そういったことでやっぱりい

ろんな方を集客できるような工夫、その辺は考えていただければなと要望はしておきます。

それで、ちょっと後ろに回させていただきますけれども、先ほどデマンドタクシーやら循環バスのところで、ちょっと課題で料金の話がありましたけれど、利用者からすれば、当然料金は安いにこしたことはありません。特に免許を返納した方というのは、今まで自由に歩いたわけですね。免許がなくなってからは、自分で自由には歩けない。タクシーで歩かないとか、身内の方に頼むとか、そういったことはあるかもしれませんが。そういった中で、やはりお金を使うことを控えてしまうということで、ちょっと料金の面というのが非常に気になるのかなと思います。

一番今、経済情勢としてもですね、物価高騰がかなり続いている。賃金については、物価上昇分を補うように賃上げしなさいよということが推進されているわけですね。そうなってくると、やっぱり循環バスといえども、デマンドタクシーといえども、それぞれの費用というのは必ず値上げの方向になると思います。

そういったことからして、料金を町で負担するということが非常に大きなことになってくるわけですが、私はこの地域交通というのは、営利目的の事業じゃなく、まちづくりのために必要なツールだと思っています。健康増進もそうですし、コミュニティー、より皆さんが自由に出て歩くための手段。単なる移動手段の一つじゃなくて、コミュニティーを形成するため、町を活性化するためのツール、そういったものが公共交通と思っています。

ですから、そういったことに関して、すぐに料金に跳ね返るとかいうことでなく、むしろ坂城町民は無料で使えるんだよぐらいのことがあればうれしいなと思いますけれど、そうは言っても財政面の話ですから、一長一短なところで簡単にできる話ではございませんが、これはまちづくりをやっぱり一番引っ張っていく町長のお考え等もあるかと思しますので、町長にこの辺の料金の在り方について再質問したいと思います。お願いいたします。

**建設課長（堀内君）** デマンド交通（乗り合いタクシー）の本格運用に向けた利用料金についての再質問にお答えいたします。

タクシー料金につきましては、先ほどご質問の中にもありましたけれども、燃料価格の高騰によりまして経営状況が悪化していること、それや運転手を確保するため待遇を改善する必要があるといったことなどから、昨年の秋に、タクシー料金につきましては料金改定が行われ、値上げとなったところであります。

これを受け、新年度からデマンド交通を委託しておりますタクシー事業者への町からの支払いも増額しております。ではあります、デマンド交通をご利用いただく料金につきましては、今年度は実証期間中といったこともございますので、据置きにて利用しているところでございます。

次年度から本格導入及び循環バスの運行も含めまして、利用料金を含めて、引き続き利用者

の皆様からのご意見、ご要望をお聞きする中で、また繰り返しとなりますけれども、既存のタクシー運行とデマンド交通とが共存できますよう、こちらの運行事業者をはじめ運輸局等関係機関との協議を進める中で、適切な仕組みとなるように努めてまいりたいと考えております。

すみません、付け加えさせていただきます。循環バスにつきましては、現在、免許返納者、先ほど34名、5年度はあるというお答えをしましたが、その方は証明書をお出しただければ、循環バスについては無料といった形になっておりますことを付け加えさせていただきます。

**5番（水出君）** 循環バスは、今も75歳以上の方は無料というのは、私も存じ上げておりますけれど、これから非常に物価高騰の影響がありますので、無料がなくなるようだとか、循環バスはもう継続して絶対値上げがない、無料で使えるんだというお話なのか、その辺を明確にお答えいただきたいと思います。

あと、デマンドタクシーについては、やはり今の料金体系は500円でありますけれど、この辺は、今の実証期間中は据置きということで、これから先はタクシー業者とどのような契約ができるかということも大きく影響しますけれど、損得勘定の話じゃないですよ。営利でやっているわけじゃないですから。やはり、これはそういった交通弱者の方にできる限りストレスなく使っていただく、そして、町の活力を上げていく、そういったことが大切だと私は思っているのです、その辺について、多少契約者が上がったから下がったからという影響じゃなくて、町の方針としてどうなんだというところを聞きたいと思っております。以上、お願いいたします。

**町長（山村君）** 先ほど堀内課長からお話ししましたけれど、例えば循環バス、免許証を返納された方はご不便ですから、それはもう当初から無料にしました。それから、それはそれなんだけれども、あと値上げするのかどうかというご質問ですけれども、基本的には、今はこういう諸物価が高騰して皆さん大変な状況でありますので、当面は値上げしない。循環バスですね。それからオンデマンドも。

しかしながら、多分2年ぐらい後になります。令和8年度以降になるかな。循環バスそのものの車体の入替えをしようと思っております。もう少し小型のものにして、もうちょっと柔軟に動けるようなものにしたいと思っております。

それから、オンデマンドのタクシーにつきましても、今年度が実証実験の最後であります。来年度以降ですね、本格稼働するときの料金は多分変えないと思います。下げることもしないかもしれない。変えないと思いますけれども、運行時間をどうするかとか、それからタクシーで行ける場所をもっと増やしてくれとか、いろいろご要望がありますので、それを含めて今年度中に検討するということになります。町民の皆様にはせっかく公共交通機関を使っていただくために、不利な条件設定はしないようにしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

5番（水出君） ただいま再々を含めて質問の答弁をいただきました。本当にやはり交通弱者の方がストレスなく使いやすいというところは、我々も含めて常に考えていきたいことかなと思いますので、年度はどうか、踏み入れたりはっきりしたこととか金額は申し上げられないことだと、当然私のほうも理解しております。ぜひとも、少なくとも今は非常に経済情勢が不安定でございますので、据置きができる中で本格運用がスタートできるよう、ぜひともお願いしておきたいと思います。この辺をお願いして、次の質問に入らせていただきます。

第2番目の質問です。防災体制確立について。今年は、元日から能登半島地震の大災害もあり、災害関連の話や関心は非常に高まっています。そして、災害は忘れた頃にやってくるから、忘れる前にやってくるようになりました。大災害は、いつどこで起きても不思議でないことを皆様とともに再認識し、防災・減災に力を入れていきたいと思います。

その中、総合防災訓練は大変重要な取組です。例年どおり、町の総合防災訓練が今年も計画されています。町内4地区を輪番で開催会場を変え、基本的には同一の訓練内容を各地区に教育、提供されてきました。一巡した本年度は、新たな訓練事項を計画し、年次で各地区へ新たな訓練内容を教育していく初年度にあたる年だと認識しております。

そこで、町の防災力強化に向け、イ．防災体制の強化について。

防災体制の強化は、必要などころであります。その組織の在り方について、前回は質問させていただきましたが、再度確認をさせていただきます。

一つ目として、婦人消防隊の登録が現在ない区が2区あると聞きました。町として婦人消防隊へ伝える共有の情報提供、それと会議や訓練について、ない地区ですね。対象2区へどのようにされているのか伺います。

また、二つ目に、婦人消防隊の役割・機能を自主防災会への統合等を含め、在り方の研究をする意向を示されました。その状況について伺います。

そして、第6次長期総合計画、第2節生命を守る消防・防災指標目標値に、防災士資格保持者数、令和2年度基準値52人、令和7年度目標値92人とあります。三つ目として、町では防災士資格保持者数の目標を定めているが、この資格保持者の把握状況と防災士の増員目的と、町として防災士に求める期待や役割事項は何かを伺います。

ロとして、地域防災力の向上について。

前回定例会では、地域防災力の向上に向け、地区防災計画の策定を質問しました。坂城町の地域防災力の向上は、各自治区や各諸団体の地区防災力の向上にあると思います。町として、その後、地区防災計画策定に向けた検討が進展しているのか、状況を伺います。

ハとして、食材備蓄の充実について。

避難し命が助かると、やはり生きていく糧として食することに注目が移ります。社会文教常任委員会では、閉会中の調査として、5月14日に町の備蓄倉庫の防災センター、第10分団

詰所横、第3分団詰所横の3か所を視察し、実際の備蓄状況を確認しました。備蓄内容詳細は割愛しますが、備蓄食料・飲料については、町の基準1,400人3日間に合致した備蓄状況を確認しました。その中、備蓄材料の賞味期限は長いものですが、災害がなく続いているという事は、必ず賞味期限を迎えてしまいます。

一つ目として、今後賞味期限を迎える食材の更新はどのように行うのか。

また、実際に避難を余儀なくされる災害を招いた場合、現在の備蓄された食材は、非常時とはいえ、すぐに飽きてしまうことも想定されます。二つ目として、有事の際、備蓄食料以外の提供は必要と思いますが、対応への考えを伺います。

ニ. 防災減災活動の充実について。

災害から身を守る防災訓練は重要な活動ですが、昨今、ペットについても避難所へ帯同避難が認められつつあります。大切な家族同様、それ以上にペットへの思いが強い人もいと、よく耳にします。しかし、避難所におけるペットの帯同避難は、課題も多いと認識しています。

訓練を重ねる中、多くの住民の皆様の理解や課題克服を行い、有事の際に備えるべきと思います。今年度総合防災訓練事項にペットの帯同避難訓練を含めることを要望しますが、町の考えを伺います。

イ. 防災体制の強化について3件、ロ. 地域防災力の向上について1件、ハ. 食材備蓄の充実について2件、ニ. 防災減災活動の充実について1件、以上について答弁願います。

**住民環境課長（山下君）** 2の防災体制確立についてのご質問に順次お答えいたします。

町における防災体制につきましては、発生した災害についての被害状況などについて庁内で検証を行い、都度、様々な課題を精査する中で、強化に努めているところであります。

町消防団におきましては、消防署職員の指導の下、浸水害に対する水防訓練や、町総合防災訓練において、地域と連携した物資輸送訓練や情報収集訓練などを実施し、婦人消防隊におきましては、火災等で住宅などを被災した方の一時的な生活場所の確保などの後方支援や、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を訪問しての火災予防啓発活動などを実施していただいているほか、町総合防災訓練での避難所設営訓練に参加するなど、体制の強化に努めております。

また、地域との連携強化を図るため、各区長さんを対象とした防災説明会を開催するとともに、町総合防災訓練では、浸水被害を想定した水防訓練や、避難経路の安全確保のほか、避難所設営訓練など、各種訓練に参加していただき、自主防災力の向上に努めていただいているところであります。

最初に、婦人消防隊の登録がない2区への対応についてのご質問でございますが、婦人消防隊につきましては、町婦人消防隊設置要領により、設置の目的や日常の活動、有事の際の支援内容などを定めているところでございます。

4月に開催されました区長会の中でも、町婦人消防隊の設置や在り方について議題が上がっ

たところでございますが、その際にも、先ほど述べたような婦人消防隊の目的、活動などや、ひとり暮らし高齢者等を訪問していただいた情報を地域と共有し、要支援者の避難行動に生かしていただきたいことなどを説明し、ご理解をお願いしたところでございます。

登録のない2区につきましては、実情に応じた中で、婦人消防隊が担うべき役割を区の中で引き受けることによって、実際の火災現場等での消防団と連携した後方支援活動などを実施していただくものとしております。

次に、婦人消防隊の在り方でございますが、4月に婦人消防隊分隊長会議を実施した際、婦人消防隊は、引き続き地域防災の担い手であり、基本的な活動として、各地区においては、自主防災会と連携を図り、地域から火災を出さないという家庭内でのおのおのの取組のほか、ひとり暮らし高齢者世帯や、高齢者のみの世帯への防火啓発訪問活動など、自助と公助の部分の役割を担っていただくことをお願いし、ご理解をいただいたところであり、今後におきましても、婦人消防隊の担う役割は重要であり、必要と考えるところでございます。

次に、防災士に係るご質問でございますが、町では第6次長期総合計画において、令和7年までに92人の防災士資格保持者数を目標としており、毎年、消防団の分団長に防災士の資格を取得していただくよう、防災士資格取得登録料等を予算化し、資格取得者の増員を図っているところであり、令和5年度末時点におきましては、82名の方に防災士の資格を取得していただいております。

防災士資格保持者の方には、災害に対する高度な知識とスキルを持つ専門家として、地域社会での平時の防災活動や、災害時においても重要な役割が期待され、消防団で培った知識と技術をもって、各地区の自主防災組織と連携を図り、地域社会の安全と安心を築いていくため、積極的に活動していただくことで、地域の防災力向上に寄与していただくことを期待するところでもあります。

次に、ロ．地域防災力の向上についてお答えいたします。

町内の地区防災計画の策定の状況につきましては、地区防災計画作成の一環として、県による作成支援を得て、地域ごとに異なる地理的条件や人口構成、建築物の特性などに配慮した地区防災マップを町内5地区で作成しております。

この5地区では、作成したマップを地区内のご家庭へ配布した後に、避難訓練を実施し、災害の発生を想定した避難場所や応急避難所と、中核避難所までの避難経路を実際に歩いて確認をしていただいております。

また、災害時に備えて、自分の住む地域の情報、避難所や消火栓がどこにあるか、危険箇所はどこか、支援が必要な人はどこに住んでいるか、支援できる方がいるか等を地図に書き込み、情報を共有する「ささえあいマップ」の作成につきましては、町社会福祉協議会にて作成支援を行っており、平時は見守り活動に、緊急時には命を守るための行動に活用できるツールとな

り、現在までに6地区が作成を行っております。

町としましては、出前講座や防災説明会などを通じて情報提供を行い、地域において地区防災計画や非常時に活用ができるマップなどの整備ができるよう、支援してまいりたいと考えます。

次に、食材備蓄の充実についてのご質問にお答えいたします。

町における保存食等の備えといたしましては、坂城地区、村上地区、南条地区、中之条地区に、それぞれ備蓄庫を設置しているほか、各3小学校及び中学校には、簡易備蓄庫を設置しており、小学校が避難所となった場合に、すぐに必要となる毛布、段ボール間仕切り、段ボールベッドなども備えております。

また、保存食等における備蓄の方針でございますが、地域防災計画では、町の人口約1万4千人のうち、その1割にあたる1,400人分を常時確保することとしており、現在のところ、クラッカー、クッキー、おかゆなど、必要数を確保しているところであります。

ご質問にあります備蓄食料につきましては、賞味期限が定められておりますので、期限の近い食料につきましては、町総合防災訓練等におきまして、参加者などへの配布をしているほか、各地区や学校などで開催される出前講座の際にも、備蓄食料のサンプルとして利用するなど、防災意識の向上に役立てるとともに、廃棄することがないよう有効活用を図っているところでありますが、やむを得ず期限が切れたものについては廃棄処分とし、備蓄の方針に不足が生じないよう入替えと補充を行っております。

また、備蓄品以外の食料提供の必要性につきまして、災害の状況によっては、避難所の運営が長期化することも考えられ、その場合の食料不足に備え、長野県内全市町村が締結した長野県市町村災害時相互応援協定では、物資等の提供及びあっせんの応援をすることとしており、食料や飲料、医薬品などが供給されるよう、長野県や国と連携し、食料や物資の支援を受けられることとなっております。

また、平成12年には、災害時における応急生活物資供給等に関する協定を民間の事業所2社と締結しており、有事の際には、食料、飲料水を含む応急生活物資の供給を受けることが可能となっております。

次に、防災減災活動の充実についてお答えいたします。

ペットの同行避難につきましては、ご質問にありますように、避難所の受入体制や、避難する飼い主やペットのルールなど様々な課題があることから、町では、県や県保健福祉事務所の主催する研修会などに積極的に参加をし、情報収集に努めているところでございます。

また、町民の皆様には、町ホームページを通じて「いざという時、災害からペットを守るために」という項目で、長野県動物愛護センターのサイトの災害の備えに関する掲載ページをご覧いただけるようにするなど周知をしており、ご理解をお願いしているところでございます。

また、「広報さかき」には、飼い主の方に向けて、ふだんからペットをケージに慣れさせることや、車中避難を想定して車に慣れさせることなどのお願いを掲載いたしました。

ご質問でございます、ペットの同行避難の訓練につきまして、まずは、ペットの避難について、皆様にご理解いただくため、今年度、町総合防災訓練の訓練の一つとして、実際にペットとともに避難していただき、専門家からペットとともに避難することについての説明や、避難に必要なものを紹介していただくブースを設ける計画をしておりますので、ペットを飼っている方にご参加いただきますよう、周知してまいります。

**5 番（水出君）** ただいま担当課長より答弁いただきました。婦人消防隊等々については、前回から私もちょっとこだわったりして、短期間の間にしつこく質問させていただいておりますけれど、やはり一番は、婦人云々ということよりも、やっぱり地区防災、自主防災会とかですね、企業の諸団体がつくっている、企業さんのほうはしっかりいろいろやっていると思いますけれど、そういったところが、やっぱりどうしても行政で手が回らなくなるわけですね。災害が起きたときは。そのときに、やっぱり隣近所の力が非常に必要になってきます。ですから、そういったところで、どんなことが日頃から自分たちのエリアのところはできるのか、お互いに共助の観点というのは大切にさせていただきたいということで、先ほど担当課長より説明がありましたけれども、6地区ですか、一緒に状況を確認したり、そういったことは非常に大切だと思うんですよね。何かをつくってくれで終わりじゃなくて、実際どうなっているのか。

ちょっと前後しますけれど、婦人消防隊をなくした2区についても、じゃあなくなった場合は、どんなところで自分たちの活動ができるように定めているのか、その辺を確認していただく。そういったことが非常に行政としては大切なことかなと私は認識しております。

先ほどの最後の質問で、ペット同行の避難を今回、町の総合防災訓練で試しでやってみるということですけど、非常にいいことかなと思います。ペットは本当に何がどう起きるのか、飼い主の間の中では非常に大人しいものも、知らない人の中にいきなり行くと、特別な行動を起こして、また避難されている方にやっぱり逆のイメージで悪く思う人もいますし、いろいろな問題というのがやっぱり潜んでいます。

防災活動というのは、やっぱり100%を求めるということじゃないと思うんですよね。いろいろ試してやってみて、それで駄目なことを毎年修正していく、足していく。そういったことが非常に大切なことだと思います。ですから、背伸びせずに、できることを一から順序立てて、毎年その代わりいろいろ工夫をしていく。そんなことをやっていただくように、続けていただければいいのかなということを要望しておきます。

今回は、地域交通、公共交通等の質問と防災関係、大きく二つについて質問させていただきましたけれど、この両方については、やはりまちづくりの一番の基本だと思うんですよね。安心・安全な町をつくるため。公共交通というのは、やはり自分たちが活力を持って町内で活動

できることを、やっぱり高齢だから範囲が狭められるんじゃないなくて、やっぱりより今まで以上に活動できる、そんなことも含めたり、健康のために使えたりということ、そういう両輪で、やっぱり町の基本となることですので、十分にこの辺についてはまた改善、改良を含めていろんな施策を一緒に求めていきたいかなと思っておりますので、今後ともよろしく願いまして、私の一切の質問を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

**議長（滝沢君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日14日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時28分)